

東京都食品安全推進計画

平成 22 年度 ~ 平成 26 年度

東京都

食品安全推進計画の改定にあたって



食は、都民の皆様にとって一日も欠かすことのできない生活の基本であり、生きる力の礎となるものです。

私たちの生命と健康を支える食の安全確保は、都政の重要な課題の一つであり、東京都は「東京都食品安全条例」を平成十六年三月に制定するとともに、条例に基づく「東京都食品安全推進計画」を翌年三月に策

定し、全国に先駆けて食の安全確保対策に取り組んできました。

しかし、近年、輸入冷凍餃子に高濃度の毒物が混入されていた事件や、農薬やカビ毒に汚染されたミニマムアクセス米が食用に転用された事故米の問題など、これまでには想定できなかった食に関わる事件が相次いで発生し、都民の食への信頼が揺らいでいます。

こうしたことから、今回改定した食品安全推進計画では、食品関係事業者のコンプライアンス意識の向上と自主管理体制づくりの推進、緊急時における危機管理体制の整備、さらに食に関するリスクコミュニケーションの充実など、九つの戦略的プランを策定し、重点的・優先的に取り組むこととしました。

この計画に基づき総合的かつ速やかにそれぞれの施策を実施することで、食品の安全を確保し都民の健康保護を図るとともに、食に対する信頼を確保することを目指します。

この計画はまた、東京都や区市町村、食品関係事業者、都民などの関係者が協働・連携して行動するための指針ともなるものです。関係者各々がそれぞれの役割を果たすとともにお互いの取組を理解し、協力し合うことにより、東京都における食の安全確保が一層推進されるものと確信します。

平成二十二年二月

東京都知事

A handwritten signature in black ink, reading 'Koike Yuriko' (小池 幸子).

目 次

第1章 東京都食品安全推進計画改定の基本的な考え方

- 1 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 前計画策定後に生じた食をめぐる問題と課題・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 重点的・優先的に取り組む施策（九つの戦略的プラン）

- 1 新たな課題の解決に向けた施策の方向性と戦略的プラン・・・・・・・・ 9
- 2 九つの戦略的プランの具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 戦略的プラン1 GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進・・・・ 10
 - 戦略的プラン2 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進・・・・ 12
 - 戦略的プラン3 緊急時における危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・ 14
 - 戦略的プラン4 食品安全に関する情報収集と評価・・・・・・・・・・・・ 16
 - 戦略的プラン5 「健康食品」による健康被害の防止・・・・・・・・・・・・ 18
 - 戦略的プラン6 輸入食品の安全確保対策の充実・・・・・・・・・・・・ 20
 - 戦略的プラン7 食物アレルギーに関する理解の促進・・・・・・・・・・・・ 22
 - 戦略的プラン8 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進・・・・ 24
 - 戦略的プラン9 食に関するリスクコミュニケーションの充実・・・・ 26

第3章 生産から消費に至る食品安全確保のための基本施策

- 1 基本施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 基本施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第4章 計画の着実な推進

- 1 施策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 計画の実施と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

資料編

1	都の食品安全確保対策の体系	49
2	都における食品衛生監視の体制	49
3	用語説明	50
4	東京都食品安全条例	68

第1章 東京都食品安全推進計画改定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

都は、平成17年3月、5か年の計画として「東京都食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至る各段階で、各局連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきました。

この計画に基づき、都は食品安全に関する施策に総合的に取り組むとともに、優先的・重点的に取り組むべき施策について、その進捗状況を食品安全審議会¹に報告するとともに、広く都民に公表し、着実に実施してきました。

しかし、その間も、事業者による偽装表示や賞味期限の改ざんなどが明らかになり、さらには、輸入冷凍餃子による健康被害の発生など、食品をめぐる様々な事件が相次いで発生し、都民の食に対する不安や不信が高まっています。

計画を改定するに当たり、食品安全条例²の基本理念のもと、前計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成17年度以降に生じた食をめぐる問題と課題を整理し、都民の食に対する信頼の確保に向けた施策を新たに盛り込むこととしました。

2 計画の基本的事項

(1) 食品安全条例と食品安全推進計画との関係

本計画は、食品安全条例第7条に基づき策定します。

(2) 計画期間

本計画の期間は平成22年度から26年度までの5年間とします。

(3) 計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げています。

本計画では、これら条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていきます。

¹ 食品安全審議会：56ページ参照

² 食品安全条例：56ページ参照

「食品安全条例の目的と三つの基本理念」

条例制定の目的

「東京都食品安全条例」では、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的としています。

また、東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完する仕組みを定めています。

条例では、三つの基本理念を掲げ、これにのっとり、都や事業者の責務のほか、都民の役割についても明記しています。

基本理念と関係者の責務・役割

三つの基本理念



関係者の責務・役割

事業者の責務

- 自主的衛生管理の推進
- 危害の発生又は拡大防止への的確かつ迅速な対応
- 食品の安全確保に関する情報の積極的な公開・説明及び記録・保管
- 適切かつ分かりやすい表示の実施
- 食品の安全確保に関する都の施策への協力 など



都民の役割

- 食品の安全確保に関する積極的な意見の表明
- 食品の安全に関する知識の習得及び合理的な行動の選択
- 食品の安全確保に関する都の施策への協力

都の責務

- 食品の安全確保に関する施策の総合的・計画的推進

3 前計画策定後に生じた食をめぐる問題と課題

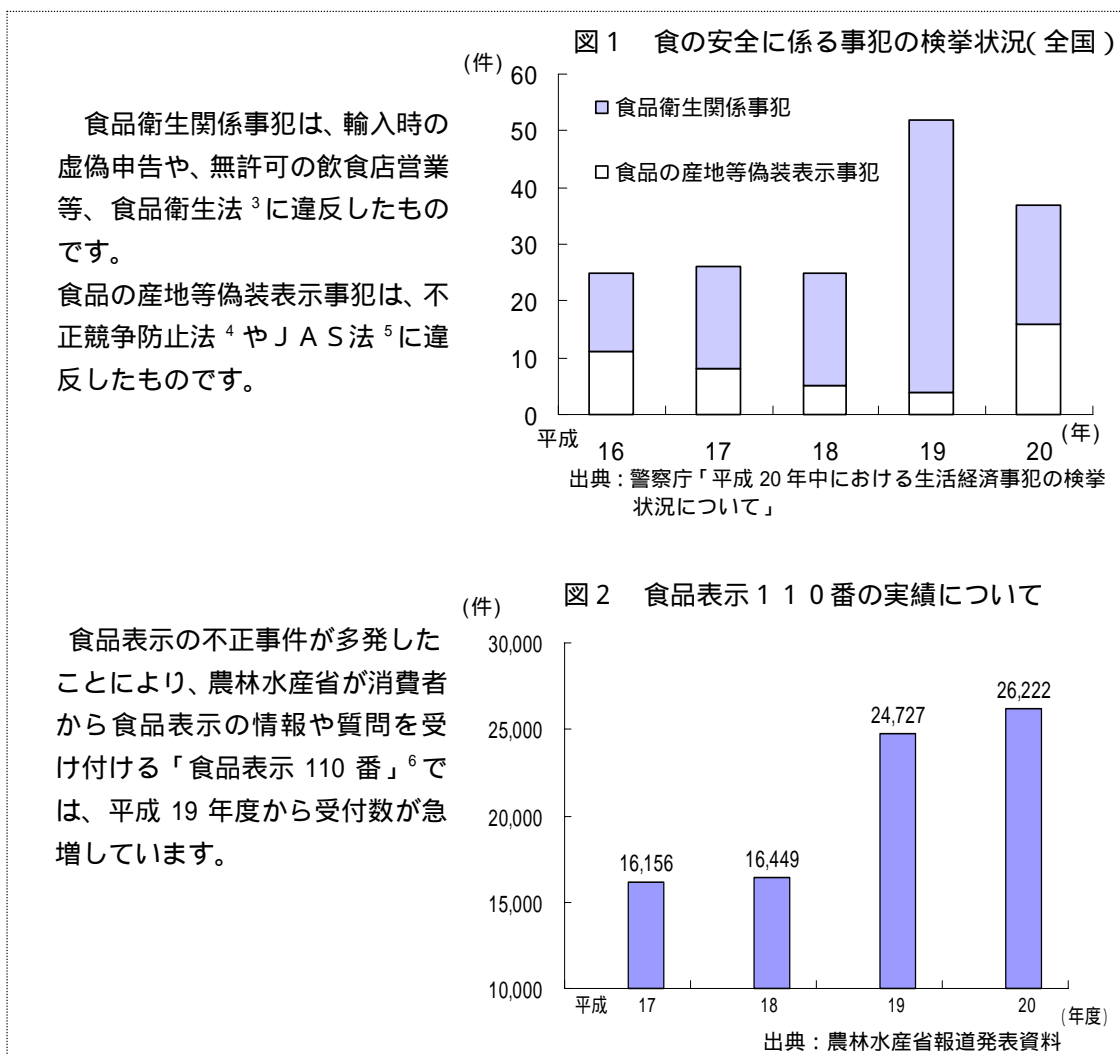
平成 17 年度以降に新たに生じた問題と課題を整理し、解決すべき七つの課題を明らかにしました。

(1) 事業者のコンプライアンス意識の向上

前計画策定以降、産地や期限表示の偽装、事故米穀の不正流通など、事業者の故意による法違反事例が相次いで発覚しました。

食品に対する不安・不信の高まりの背景には、こうした事件発覚に伴って、食品に関わる事業者に対する不信感が増大した側面も大きいと思われます。都民の食品に対する信頼確保に向けての基本的な事項として、事業者のコンプライアンス意識の向上が必要です。

なお、本計画では、都民の食への信頼を回復するという観点から、コンプライアンスを「事業者の法令順守」のみでなく、「事業者が法令や社会規範・事業者倫理を守ること」と広くとらえています。



³ 食品衛生法：59 ページ参照

⁴ 不正競争防止法：65 ページ参照

⁵ J A S 法：54 ページ参照

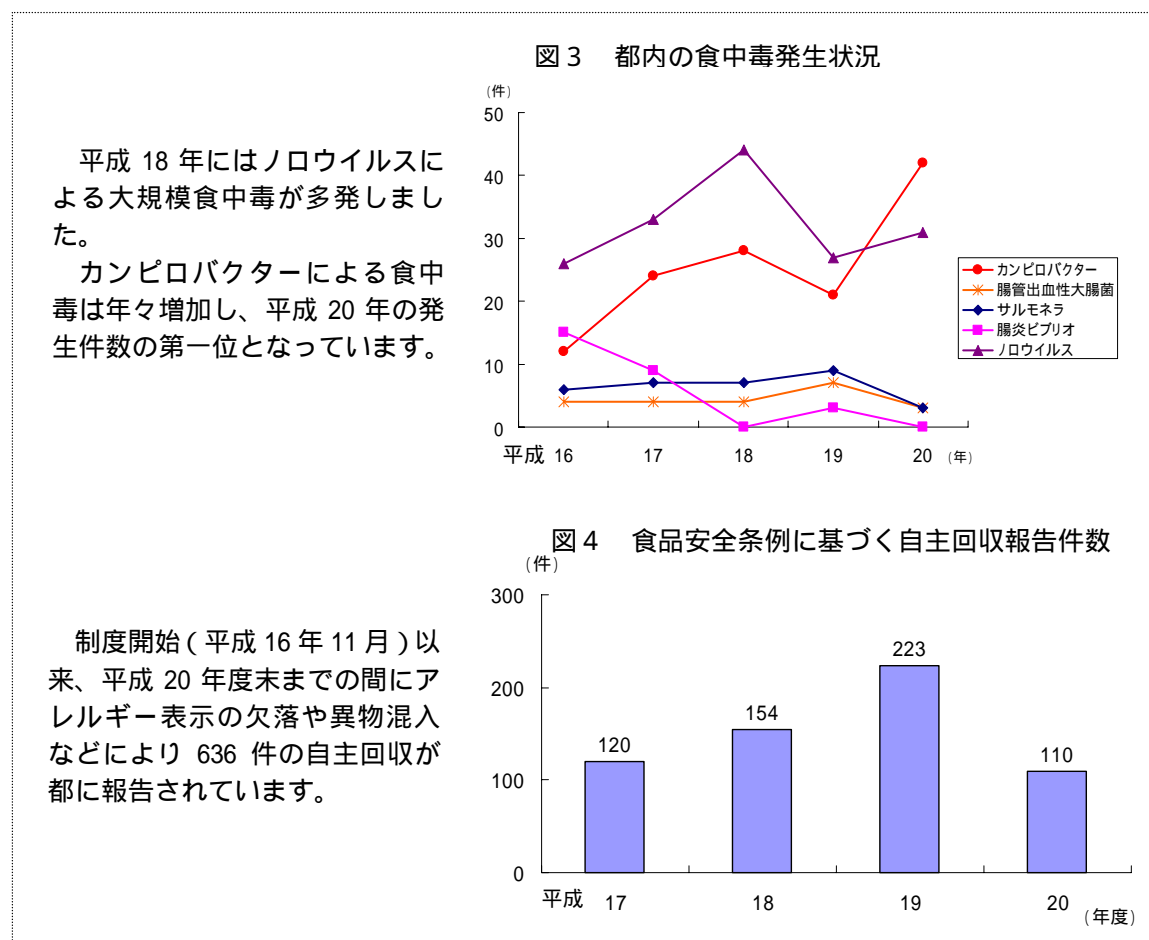
⁶ 食品表示 110 番：59 ページ参照

(2) 事業者における自主的衛生管理の一層の推進

近年の食中毒発生状況を見ると、ノロウイルス⁷やカンピロバクター⁸による食中毒が半数以上を占めます。また、腸管出血性大腸菌⁹による食中毒も毎年発生しています。いずれも少ない菌量で発症することが特徴で、これらによる食中毒を防ぐためには、事業者のこれまで以上の衛生意識の向上と衛生管理の徹底が重要です。

また、規格基準¹⁰違反や表示違反など、都が対応する食品等の違反事例は年間約 450 件あり、さらに、異物混入や不適正表示等による自主回収については、平成 16 年度の食品安全条例に基づく自主回収報告制度¹¹開始以降、毎年 100 件以上の自主回収が報告されています。

食品の安全を確保するためには、食品の生産から販売に至るまでの各段階において、原材料や施設、工程などを適切に管理する必要があります。食品の特性を最もよく理解しているのはその食品を取り扱う事業者であり、事業者における自主的衛生管理の一層の推進が重要です。



⁷ ノロウイルス：64 ページ参照

⁸ カンピロバクター：50 ページ参照

⁹ 腸管出血性大腸菌：61 ページ参照

¹⁰ 規格基準：51 ページ参照

¹¹ 自主回収報告制度：54 ページ参照

(3) 健康危機発生時の迅速な対応

平成 20 年 1 月に発生した輸入冷凍餃子への高濃度の殺虫剤混入事例では、健康被害が重篤であったことや、関連製品が全国的に流通していたことから、食品の安全に対する不安が高まりました。また、事故米穀の不正流通問題では、事業者倫理だけでなく、行政対応のあり方が問われることとなりました。

食品の安全を確保し都民の健康を守るため、都は効果的に施策を推進し責務を果たしていかなければなりません。

特に、重大な健康被害発生時には、行政の役割として、広く注意喚起を行うとともに、関係部署との情報共有や連携した調査など、一刻も早く被害の拡大防止策を講じることが重要です。こうした健康危機発生時の対応について、より一層の危機管理体制を充実する必要があります。

(4) 海外情報・学術情報の幅広い収集

輸入冷凍餃子の事例では、海外で製造されたものであったことも不安が高まる一因となりました。多くの輸入食品が流通している現在、食品の安全確保のためには、海外の情報にも広く目を向ける必要があります。

また、平成 20 年に発生した工業原料であるメラミンが粉乳に意図的に添加された事件のように、海外における想定し得ない事例に迅速に対応するために、これまで以上に幅広い分野の情報を収集することが求められます。そのため、体系的に広く海外情報・学術情報を収集する体制づくりが必要です。

(5) 関係機関の一層の連携強化

食品の流通は広域化しており、都に流通する食品のほとんどは、生産から消費に至るいずれかの段階で都外の地域を経由しています。また、食品に係る法令は、食品表示を例にとってみても、食品衛生法、J A S 法、健康増進法¹²など多岐にわたっています。

食品の安全を確保するためには、庁内各局、他自治体、消費者庁を含めた国の行政機関や警察等の関係機関との連携を一層強化する必要があります。

¹² 健康増進法：53 ページ参照

(6) 食物アレルギー対策の推進

食物アレルギー¹³は、食物アレルギーを持つ方にとって、生命に危険のあるアナフィラキシーショックの症状を起こすこともあり、健康へのリスクが高いといえます。しかし、そのリスクについて、都民や事業者の認識は未だ十分とはいえません。

都が実施した3歳児全都調査では、食物アレルギーの有症率が増加している傾向にあり、食物アレルギー対策の一層の推進が重要です。

食物アレルギーを持つ子供が増加

・ 3歳児調査での有症率 9.4% (平成11年) 15.6% (平成16年)

出典：「アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査」

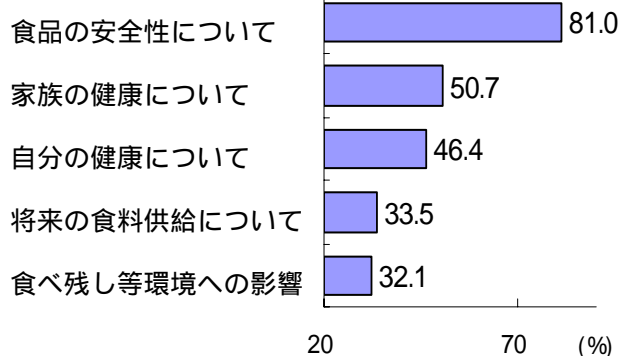
(7) 食品の安全性に関する正しい情報提供の充実

都民の食に対する信頼を確保するためには、事業者の自主的な取組や行政の監視指導による食品の安全確保だけでなく、都民自らが判断して、食品を選択できる環境づくりが重要です。

都が発信する食品の安全性に関する情報の更なる充実に努めるとともに、都民の視点に立った情報提供を実現するため、より多くの都民の意見をとらえる仕組みづくりや、都、都民、事業者が一堂に会して行う意見交換などをさらに充実する必要があります。

図5 食生活での不安の内容（複数回答）

内閣府が平成20年2月に実施した「食育に関する意識調査」における「食生活での不安の内容」の設問に対し、約8割の人が、「食品の安全性について」を挙げています。



¹³ 食物アレルギー：59ページ参照

本計画における食品の「安全」と「安心」の考え方について

食品の安全性についての評価は、科学的な根拠に基づくものであっても、都民に必ずしも受け入れられるとは限りません。特に、食品に対する安心感は個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などによっても影響を受けることがあります。

本計画では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態を「安全」という概念として整理します。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準に抑えられていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理します。

第2章 重点的・優先的に取り組む施策（九つの戦略的プラン）

1 新たな課題の解決に向けた施策の方向性と戦略的プラン

第1章の3で明らかにした新たな課題に対応するため、以下の三つの方向性に即した施策の充実を図り、「食品の安全を確保し、食に対する都民の信頼を確保する」ことを目指します。

今後、これら三つの方向性に沿った具体的施策を、重点的・優先的に取り組むべき戦略的プランとして位置づけ、これらの戦略的プランの実施により、本計画の実施期間である5か年の間に具体的な成果が得られるよう、施策の着実な推進を図ります。

施策の方向性1

事業者のコンプライアンス意識を高め、自主管理向上のための施策の充実を図る。

戦略的プラン1 GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

戦略的プラン2 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

施策の方向性2

健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る。

戦略的プラン3 緊急時における危機管理体制の整備

戦略的プラン4 食品安全に関する情報収集と評価

戦略的プラン5 「健康食品」による健康被害の防止

戦略的プラン6 輸入食品の安全確保対策の充実

施策の方向性3

食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る。

戦略的プラン7 食物アレルギーに関する理解の促進

戦略的プラン8 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

戦略的プラン9 食に関するリスクコミュニケーションの充実

2 九つの戦略的プランの具体的な取組

各戦略的プランで都が取り組む具体的な施策を次ページから示します。

【戦略的プラン 1】

GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

農産物の生産工程の管理や、生産情報を積極的に提供する事業者の取組を支援し、農産物の安全確保と都民が安心して商品を選択できる環境づくりに取り組みます。

(1) GAPの推進 新規

GAP¹⁴ (Good Agricultural Practice) とは、農産物を生産する際に、工程ごとにチェック項目を決め、確認・記録しながら作業を進めることにより生産工程を管理する手法です。

都は、より安全で安心できる東京産農産物の安定的な供給と、都民とともに育む東京農業の持続的発展を図るため、農薬使用の記録など基礎的な事項に関して汎用性の高いGAP手法のモデルである東京版GAPを策定しています。

東京版GAPなどGAP手法の導入を推進することにより、東京産農産物の安全確保を図ります。



【GAP普及リーフレット】

(2) 生産情報提供食品事業者登録制度の推進

生産情報提供食品事業者登録制度¹⁵は、食品の生産情報を積極的に提供している事業者を登録し、都が広く公表する制度です。この制度を推進することにより、事業者の取組を促進し、都民が生産情報を容易に活用できる環境づくりを進めます。

➤ 事業者登録の推進

説明会や業界紙等を通じて、都内に出荷している全国の生産者・製造者に制度を普及し、登録事業者数を拡大します。

¹⁴ GAP : 51 ページ参照

¹⁵ 生産情報提供食品事業者登録制度 : 60 ページ参照

➤ 他県等の制度との連携

同様の制度を設けている生産者団体や他自治体の制度との連携を進め、事業者の取組や制度の拡大を図ります。

➤ 制度のPR

イベントやホームページ、パンフレット等を活用し、より一層多くの事業者や都民へ制度を普及します。

➤ 制度の信頼性確保

外部委員を含めた登録審査会を開催し、登録申請事業者の取組内容を確認します。

また、登録後の事業者について、生産情報の記録とその保管状況の現地調査や、情報の提供状況を随時調査し、制度の信頼性を確保します。



【生産情報提供食品登録マーク】

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) GAPの推進	GAPの考え方の普及		GAP導入の推進			GAPの普及
(2) 生産情報提供食品事業者登録制度の推進						制度の普及
▶ 事業者登録の推進	説明会や業界誌等により都内に出荷する全国の事業者に普及					
▶ 他県等の制度との連携	同様の制度との連携					
▶ 制度のPR	イベント、HP、パンフレット等による制度の普及					
▶ 制度の信頼性確保	外部委員を含めた登録審査会の開催					

【戦略的プラン2】

事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

事業者のコンプライアンス意識の向上と自主的な衛生・品質管理の取組を支援し、都民の食に対する信頼の確保に取り組みます。

(1) 事業者のコンプライアンス意識向上支援 新規

事業者のコンプライアンス意識を高め、自主的に行う食品安全の推進体制づくりを支援します。

➤ セミナーの開催

衛生・品質管理体制の整備や顧客対応などについてのセミナーを開催し、事業者の意識や危機管理対応能力の向上を図ります。

➤ 事業者の取組を紹介するサイトの充実

自社製品に関する情報開示や消費者との意見交換など、積極的な対応を行っている事業者の様々な工夫や先進的な活動の内容を広く紹介するサイトを充実し、他事業者に取組を促すとともに、こうした取組に対する都民の理解を促進します。

(2) 食品衛生自主管理認証制度の普及

食品衛生自主管理認証制度¹⁶は、事業者が自主的に行っている衛生管理の取組を都が定める基準に基づいて民間の指定審査事業者が認証する制度です。この制度を普及することにより、事業者の取組を促進し、営業施設全体の衛生水準の向上を図ります。

➤ 事業者への制度の普及

制度に関する説明会やホームページ、パンフレット等を活用し、広く事業者に制度の周知を図るとともに、認証取得に必要な衛生管理マニュアルの作成に関するセミナーを開催するなど、技術的支援を行い、事業者の認証取得を促します。

また、都内に流通する食品を製造している都外の事業者にも働きかけるほか、他自治体との連携を通じて制度の普及を図ります。



【認証マーク】
認証施設に掲示

¹⁶ 食品衛生自主管理認証制度：58 ページ参照

➤ 都民への制度の周知

制度を紹介するパンフレットの配布や認証施設を公表するホームページを通じて、より多くの都民へ制度を周知することにより、事業者の認証取得への意識を高めます。

➤ 制度の信頼性確保

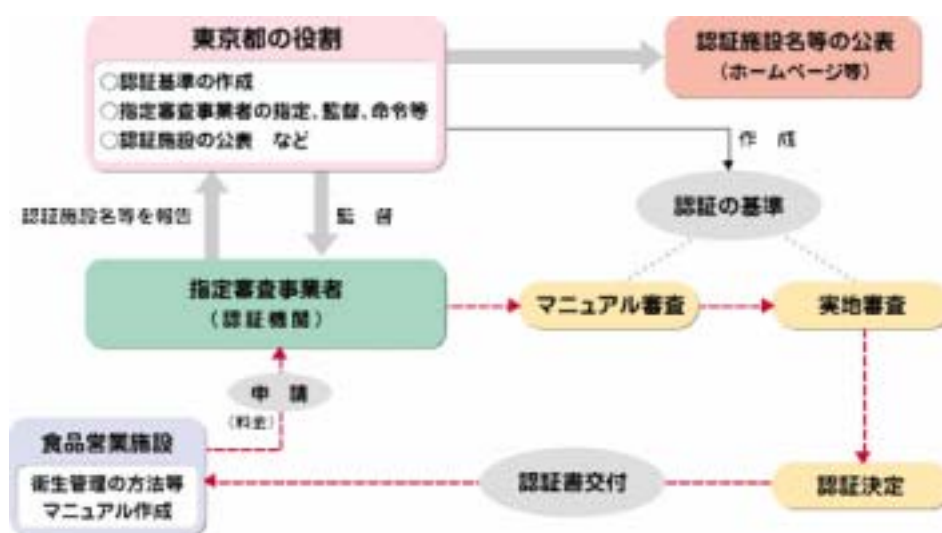
認証の審査業務を行う指定審査事業者に対して、審査員のスキルアップのための講習会を開催するなど、適正な審査が行われるよう技術的支援を行います。

また、外部監査を定期的実施し、制度の信頼性を確保します。



【認証取得シール】
認証を取得した施設の
製品や配送車などに貼付

自主管理認証制度の仕組み



事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 事業者のコンプライアンス意識向上支援						事業者のコンプライアンス意識の向上
▶ セミナーの開催		セミナーの開催、普及啓発資料の作成		啓発資料を用いた普及啓発		
▶ 事業者の取組を紹介するサイトの充実		事業者の取組を紹介するサイトの検討・導入		サイトの運用		
(2) 食品衛生自主管理認証制度の普及						食品衛生自主管理認証制度の普及
▶ 事業者への制度の普及		事業者向け説明会、HP、パンフレット等による普及				
▶ 都民への制度の周知		パンフレット配布やHPによる周知				
▶ 制度の信頼性確保		指定審査事業者に対する講習会及び定期的な監査の実施				

【戦略的プラン 3】

緊急時における危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生時に、迅速に被害拡大防止策を講じることができるよう、危機管理体制を充実します。

(1) 関係機関との連携強化

関係機関との連携を強化し、被害の拡大防止を図ります。

➤ 食品安全対策推進調整会議¹⁷の運営

生産から消費に至る食品流通の各段階において迅速に被害の拡大防止を図るため、庁内の関係各局で組織する食品安全対策推進調整会議を通じて緊密に情報を共有し、連携体制を強化します。

また、緊急時には、緊急連絡会議を招集して対策を検討し、庁内各局が連携して迅速・的確に健康被害の拡大防止を図ります。

➤ 国、関係自治体との連携

食品の流通が広域化している現状を踏まえ、首都圏食中毒防止連絡会¹⁸などの組織を活用して国や他自治体と定期的に情報を共有し、連携体制を強化します。

また、緊急時には速やかに連絡調整、連携協力し、健康被害の拡大防止を図ります。

➤ 警察等関係機関との連携

食品への薬物混入のように事件性が強く疑われる場合など、食品衛生担当部局だけでは対応することが困難な事案について、警察などの関係機関と連携して的確に健康被害の拡大防止を図ります。

(2) 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施

緊急時を想定した訓練や対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化します。

➤ 関係職員の訓練

食中毒発生時の情報収集、調査等の処理手順・技術的手法についてまとめた「食中毒調査マニュアル」などに基づき、保健所の食品衛生監視員¹⁹を中心とした関係職員の訓練を実施し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ります。

¹⁷ 食品安全対策推進調整会議：57 ページ参照

¹⁸ 首都圏食中毒防止連絡会：54 ページ参照

¹⁹ 食品衛生監視員：57 ページ参照

➤ 中央卸売市場における訓練

中央卸売市場における食品事故等の未然防止や発生時の応急対策をまとめた「食品危害対策マニュアル」に基づき、安全・品質管理者²⁰による机上訓練を実施し、食品の流通拠点である市場での緊急時における迅速かつ適切な対応を図ります。

(3) 緊急時の情報の収集・発信

緊急時の情報発信を効果的に行うため、想定されるリスクについて、あらかじめその種類や特性に応じて情報収集先をリスト化し、緊急時に迅速に情報を収集できるよう備えます。

また、情報を発信する際には、項目リストを活用して発信内容のチェックを行うとともに、健康への影響に関する情報など、緊急時に都民や事業者伝えるべき内容を的確にわかりやすく発信し、健康被害の拡大防止を図ります。

(4) 健康危機管理センター（仮称）の整備 新規

都における新たな健康危機管理の中核拠点となる健康危機管理センター（仮称）を平成24年度に開設し、情報の収集・分析・発信機能の拡充など、食に関する健康危機管理機能の強化を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 関係機関との連携強化 ▶ 食品安全対策推進調整会議の運営 ▶ 国、関係自治体との連携 ▶ 警察等関係機関との連携		定期的な情報共有、緊急時における連携				緊急時における関係機関との連携
		定期的な情報共有、緊急時における連携				
		緊急時における連携				
(2) 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施 ▶ 関係職員の訓練 ▶ 中央卸売市場における訓練			定期的な机上訓練の実施			緊急時における迅速かつ適切な対応
			定期的な机上訓練の実施			
(3) 緊急時の情報の収集・発信						緊急時における迅速かつ正確な情報発信
(4) 健康危機管理センター(仮称)の整備		食に関する健康危機管理機能の強化				健康危機管理体制の整備
			平成24年4月 センター開設			

²⁰ 安全・品質管理者：50 ページ参照

【戦略的プラン 4】

食品安全に関する情報収集と評価

食品の安全に関する様々な情報を収集・分析して科学的知見に基づいて評価し、その結果を施策に反映することにより健康への悪影響を未然に防止します。

(1) 海外情報など食品安全に関する情報の収集 新規

輸入食品による事件・事故など予測困難な事例等に備え、海外情報の分析に基づく重点的な試験検査法の整備や、都内に流通する食品を対象に先行的な調査を進めるため、より幅広く海外情報を収集・分析・整理し、重要度の高い情報を的確に把握する仕組みを強化します。

(2) 食品の有害化学物質汚染調査の実施

都内に流通する食品や東京湾産魚介類などについて、メチル水銀²¹、P C B²²、有機スズ化合物²³、ダイオキシン類²⁴等の有害化学物質による汚染実態調査を行うなど、食品の安全に関する情報を継続的に収集・解析します。

(3) 食品安全情報評価委員会による評価

学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会²⁵において、各種の調査で得られた情報や収集した学術情報、海外情報について、その信頼性や都民に対する情報提供の必要性などを評価し、より分かりやすく的確に都民に情報を発信します。

(4) 消費生活条例に基づく調査等の活用

消費生活条例²⁶に基づいて実施する商品等の安全性や危害に関する調査について、食品に関連する結果を広く情報提供し、危害の未然防止を図ります。

²¹ メチル水銀：66 ページ参照

²² P C B：65 ページ参照

²³ 有機スズ化合物：66 ページ参照

²⁴ ダイオキシン類：61 ページ参照

²⁵ 食品安全情報評価委員会：56 ページ参照

²⁶ 消費生活条例：55 ページ参照

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 海外情報など食品安全に関する情報の収集	海外情報の幅広い収集・整理					収集した情報を監視・検査等へ活用
(2) 食品の有害化学物質汚染調査の実施	メチル水銀、PCB、有機スズ化合物などの化学物質を対象に調査					有害化学物質の汚染調査結果の集積・解析、都民への公表
(3) 食品安全情報評価委員会による評価						食品安全に関する情報を分かりやすく都民に提供
(4) 消費生活条例に基づく調査等の活用						食品等に係る安全性に関する調査を適宜実施

都では、食品安全情報評価委員会の評価に基づき、これまで様々な普及啓発資材を作成してきました。

【これまで作成したものの例】

リーフレット、パンフレット

「ちょっと待って！お肉の生食（保護者向け）」（右図）

「正しく知ろう！生肉の取扱い（事業者向け）」

「知っておきたい毒キノコ」

「防ごう！ノロウイルス食中毒」

「健康食品ウソ？ホント？」

ホームページ

「シナモンを含むサプリメントの過剰摂取にご注意」

「魚を食べたらじんましんが...～ヒスタミンによる食中毒～」

リーフレットやパンフレットは、お近くの保健所や下記ホームページで入手することができます。

東京都福祉保健局ホームページ「印刷物・パンフレットのページ（食品安全）」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/koho/shokuhin/pamphlet/index.html>



【戦略的プラン5】

「健康食品」による健康被害の防止

都民に広く利用されている「健康食品」の安全を確保するとともに、正しい利用方法の普及啓発を進め、「健康食品」による健康被害の防止を図ります。

(1) 市販品に対する監視指導

店頭やインターネット等を通じて販売されている市販品の試買調査を実施し、内容成分や表示事項の確認を行い、法令に違反する製品を市場から排除します。

(2) 健康被害事例専門委員会による情報の分析・評価

社団法人東京都医師会、社団法人東京都薬剤師会と連携して「健康食品」²⁷との関連が疑われる健康被害情報を効率的に収集します。

収集した情報は、学識経験者で構成される健康被害事例専門委員会²⁸において分析、評価し、必要に応じて医療機関等に情報提供することで「健康食品」による健康被害の拡大防止を図ります。

(3) 健康食品取扱事業者講習会の開催

「健康食品」の製造・輸入・販売等を行う事業者を対象に、定期的に講習会を開催し、食品衛生法や薬事法²⁹等、「健康食品」に関係する法令の内容や違反事例などを周知することにより、事業者の意識の向上を図ります。

(4) 都民への普及啓発

「健康食品」の正しい利用方法などについて、講習会、DVD、広報誌などを活用して広く普及啓発するとともに、「健康食品」に関する情報を掲載したサイト「健康食品ナビ」を通じて最新の注意情報などを随時発信し、「健康食品」による健康被害の未然防止を図ります。

²⁷ 「健康食品」：52 ページ参照

²⁸ 健康被害事例専門委員会：53 ページ参照

²⁹ 薬事法：66 ページ参照

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 市販品に対する監視指導	市販品の試買調査による内容成分・表示事項の検査					法令に違反する製品の排除
(2) 健康被害事例専門委員会による情報の分析・評価	健康被害情報の分析、評価及び医療機関等への情報提供					医療機関等への迅速な情報提供
(3) 健康食品取扱事業者講習会の開催	定期的な講習会の開催による法令の周知					「健康食品」を取り扱う事業者への法令の周知徹底
(4) 都民への普及啓発	HP「健康食品ナビ」や講習会、DVD、広報誌等を活用した情報提供					「健康食品」に関する情報提供の充実

都は、平成16年から、「健康食品」に関するサイト「健康食品ナビ」を開設しています。

「健康食品」のなかには、医薬品成分を混入させたものや、これまで一般に食経験のないものが使用されたものなどがあり、「健康食品」を食べたことによる重大な健康被害も報告されています。

「健康食品ナビ」では、「健康食品」について、安全に利用するためのポイントや最新の注意情報、「健康食品」に係わる法律のことなど、多くの情報を掲載しています。

東京都福祉保健局ホームページ「健康食品ナビ」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/index.html>

【戦略的プラン6】

輸入食品の安全確保対策の充実

輸入食品に対する監視指導や検査を充実するとともに、輸入事業者による自主管理の取組を支援し、輸入食品の安全確保を図ります。

(1) 専門監視班による監視

健康安全研究センター内に設置している輸入食品の専門監視班³⁰が、輸入事業者に対し、輸入届出書などの帳票類の管理や食品の保管状況等について、重点的に監視指導を行います。

(2) 輸入食品の検査

輸出国における生産、製造、加工状況や検疫所における違反事例の情報などに基づき適切な検査項目を設定し、日本で使用が認められていない食品添加物や、残留農薬、遺伝子組換え食品³¹、動物用医薬品³²などの検査を効果的に実施して輸入食品の安全確保を図ります。

(3) 検査法の開発

海外で使用されている農薬、食品添加物等の中には日本では検査法が確立されていないものもあるため、それらの検査法を開発し、輸入食品の検査体制を充実します。

(4) 輸入事業者講習会の開催

輸入事業者を対象に違反事例や関係法令に関する最新情報を提供し、事業者の自主的な衛生管理に対する意識の向上を図ります。

(5) 輸入事業者の自主管理推進支援 新規

自主管理に関する点検票を用いて、輸入事業者の事故発生時の対応を含めた管理体制を把握します。その結果に基づき、事業者の取組状況に応じた指導を行い、自主管理の取組を支援します。

³⁰ 輸入食品の監視体制：67 ページ参照

³¹ 遺伝子組換え食品：50 ページ参照

³² 動物用医薬品：62 ページ参照

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 専門監視班による監視	輸入事業者に対する重点的な監視指導の実施					都内に流通する輸入食品の安全確保
(2) 輸入食品の検査	食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品、動物用医薬品等の検査実施					
(3) 検査法の開発	海外で使用される残留農薬、食品添加物等の検査法の開発					検査法の開発
(4) 輸入事業者講習会の開催	定期的な講習会の開催による最新情報の提供					輸入事業者の自主的な衛生管理の推進
(5) 輸入事業者の自主管理推進支援	事業者の取組状況把握	事業者の取組状況に応じた指導				

輸入食品の自主管理推進事業では、点検票を用いて輸入事業者の管理体制を把握します。

【自主管理推進事業 点検・確認票（抜粋）】

点検・確認票（輸入業）						
調査年月日		年 月 日 (午前・午後 時 分)				
調査者						
No	項目	判断基準			結果	点数
食品等の衛生的な取扱	1 取扱食品に関する情報の把握	取扱食品の分類(別表)に応じた情報の収集 輸入時の自主検査の結果の保管 <状況確認> ・品目毎にファイリングされていること 情報収集や自主検査についての手順書				
	2 輸入時における関係書類の管理	輸入届出書、通関許可書の保管 <状況確認>				
	3 ロット管理等	ロット(輸入日又は期限表示等)ごとの入出荷台帳の整備 <状況確認> ・台帳は、電算台帳でも可				
	4 適切な表示	取扱い食品の表示に関する記録 <状況確認> ・表示見本があれば可 製品の内容成分(イングREDIENT)との整合性がとれているか 数製品を抽出し、確認する				
従業員の衛生教育	5 従業員の衛生教育	衛生講習会への一年以内の参加記録 ・行政、公益法人、業界団体、衛生管理指導を業務とする企業の食品衛生に関する講習会 参加記録は、受講証、講習会資料等で確認 関係者(関係部署)への情報伝達がされているか <聞き取り確認> ・関係部署への資料回覧でも可				
衛生管理体制	6 苦情処理	苦情処理に関する手順書 ・処理経過の記録及び社内報告体制(処理票に決裁欄があれば可) ・行政への連絡方法 苦情処理に関する記録 過去に事例がある場合				
	7 製品の回収方法	製品の回収に関する手順書 ・事故発生の社内連絡及び回収の意思決定体制 ・取引先への連絡体制 ・行政への連絡方法 ・関係書類の保管 回収に関する記録 過去に事例がある場合 共に ×の場合のみ判定 手順書はないが、下記のいずれかにより対応体制が整備 ・過去の事例について記録から確認 ・責任者への聞き取りから確認(上司への報告、連絡網等の社内体制)				

【戦略的プラン7】

食物アレルギーに関する理解の促進

新規

保育所等における食物アレルギーに関する正しい知識の普及と理解を促進し、食物アレルギーを持つ子供も安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、アレルギー表示の適正化を推進します。

(1) 保育所等におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成

食物アレルギーを持つ子供の日常生活の管理や、食物アレルギーの症状が起きた時の対応等について、保育所、幼稚園、学校等の教職員等に対する研修を行うことで、アレルギー性疾患の基礎的な知識を普及し、食物アレルギーを持つ子供も安心して生活できる環境づくりを進めます。

(2) アレルギー表示に係る検査体制の整備

新規

食品衛生法に基づき表示が義務付けられている特定原材料（小麦、そば、落花生、乳、卵、えび、かに）について検査体制を整備し、表示の適正化を図ります。

➤ 検査法の改良

ビスケットなど高温で加熱された食品や、油脂分の多いチョコレートなど、検査が難しい食品についても対応できるよう検査法を改良し、検査対象の拡大を図ります。

➤ えび・かにの検査法の検討

平成 20 年から新たにアレルギー表示が義務付けられた「えび」、「かに」の検査について、実際の食品へ応用できるよう検査法を確立します。

(3) 食品製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導

新規

食品製造段階でのアレルギー物質の混入防止について、モデル事業として検討を行い、その結果をもとに、食品製造施設への技術的支援を進めることにより、意図しないアレルギー物質の混入防止を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 保育所等におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成	子供のアレルギー相談実務研修等の実施					アレルギー相談等に係る人材の資質向上
(2) アレルギー表示に係る検査体制の整備						適正なアレルギー表示の推進
▶ 検査法の改良						
▶ えび・かにの検査法の検討	検査法の検討		えび・かにの検査			
(3) 食品製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導	モデル事業の実施		モデル事業の結果を踏まえた監視指導の実施			食品製造施設におけるアレルギー物質混入のリスクの低減

都では、食物アレルギーについて理解を深め、食物アレルギーを持つ子供に対応する際に活用していただくために、各種パンフレットを作成しています。

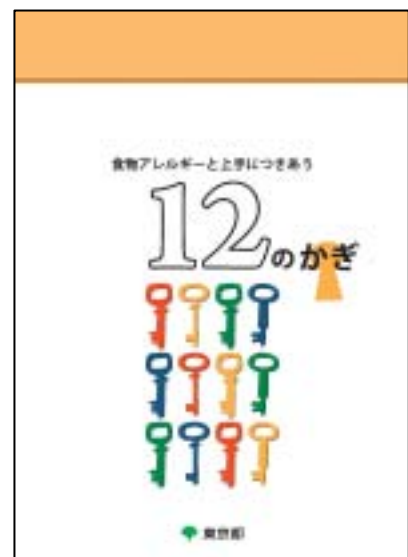
ホームページからダウンロードすることもできます。

東京都福祉保健局ホームページ

「東京都アレルギーホームページ」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/>

[kankyo_eisei/allergy/allergy/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo_eisei/allergy/allergy/index.html)



【戦略的プラン 8】

食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

食品表示の科学的な検証や事業者の意識の向上を図ることにより適正な表示を推進するとともに、都民に正しい知識を普及し、食品を合理的に選択できる環境づくりを進めます。

(1) 適正表示推進者の育成

食品の製造者、輸入者、販売者を対象として、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、適切な表示を推進する核となる人材の育成を支援します。

➤ 適正表示推進者育成講習会の開催

食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法³³など、多岐に渡る食品表示の法令規定を周知するとともに、具体的な表示事例を用い、食品表示に関する実践的な知識を付与することで表示の適正化を進めます。

➤ フォローアップ講習会の開催

適正表示推進者育成講習会の受講者を対象に、制度改正などの最新情報を継続的に提供し、事業者の食品表示に関する知識の向上を図ります。

(2) 食品表示に関する正しい知識の普及

食品表示に関する調査を行う消費生活調査員³⁴を広く都民から公募し、調査員の活動を通じて、地域における食品表示への理解の促進を図ります。

また、都民を対象とした学習会などを活用して食品表示に関する正しい知識を普及することにより、都民が食品に対する理解を深め、合理的に商品を選択できる環境づくりを進めます。

³³ 景品表示法：51 ページ参照

³⁴ 消費生活調査員制度：55 ページ参照

(3) 食品表示の科学的検証

米の品種や食肉の畜種など、外見だけでは見分けることが困難な食品表示の適否について、DNA分析などの科学的手法による検証を行い、表示の適正化を進めます。

(4) 関係機関との連携

不適正な食品表示に対する監視の強化を図るため、東京都食品表示監視協議会³⁵を通じて警視庁や農林水産省などと定期的に情報共有や意見交換を行い、連携体制を強化します。

また、食品表示を一元的に所管する消費者庁をはじめ、国や他自治体などとも連携し、適正表示の推進を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 適正表示推進者の育成 ▶ 適正表示推進者育成講習会 ▶ フォローアップ講習会	食品の製造者、輸入者、販売者を対象とした適切な表示を推進する核となる人材を育成する講習会の開催					適正な表示の推進
	食品衛生法、JAS法等の食品表示の関係法令規定を網羅した講習会の開催					
	育成講習会受講者を対象としたフォローアップ講習会の開催					
(2) 食品表示に関する正しい知識の普及	消費生活調査員による食品表示の調査活動 都民を対象とした表示学習会の開催					都民への表示の知識の普及
(3) 食品表示の科学的検証	DNA分析等の科学的手法による食品表示の検証の実施					適正表示の確認
(4) 関係機関との連携	東京都食品表示監視協議会の開催					関係機関との連携体制の強化

³⁵ 東京都食品表示監視協議会：61ページ参照

【戦略的プラン 9】

食に関するリスクコミュニケーションの充実

都、都民、事業者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、食に関するリスクコミュニケーションを充実します。

(1) 分かりやすい情報の提供

食品の安全に関する情報を分かりやすく提供することにより、食品の安全について都民一人ひとりが正しく理解し、考えることができるような環境づくりを進めます。

➤ ホームページによる情報提供

食品の安全に関するホームページをより使いやすく、見やすいサイトにします。また、子育て世代向けや子供向け等、対象者別に情報を掲載し、内容を充実します。

➤ 啓発資材による情報提供

パンフレットやDVDなどの啓発資材を作成するとともに、定期的に発行する情報誌を活用するなど、様々な機会をとらえて情報を発信します。

(2) 関係者による活発な意見交換

➤ 都民フォーラムの開催

食の安全をテーマに、都、都民、事業者が一堂に会して様々な視点から意見交換を行う「都民フォーラム」を開催し、相互理解を図ります。

➤ 発信する情報の検証

都が発信している情報について、「食の安全調査隊³⁶」に参加している都民から意見を聴くなど、情報のわかりやすさを検証し、より効果的な情報の提供を図ります。

➤ 卸売市場における消費者事業委員会の開催

東京都中央卸売市場消費者事業委員会³⁷を定期的に開催し、中央卸売市場の機能や役割、食の安全・安心に関する取組みなどについて都民、事業者と活発に意見交換を行い、市場に対する理解と信頼性の向上を図ります。

➤ パブリックコメントの実施

食品衛生監視指導計画³⁸の策定や、施策の審議過程で、パブリックコメントを実施するなど、より多くの都民、事業者の意見を施策に反映します。

³⁶ 食の安全調査隊：55 ページ参照

³⁷ 東京都中央卸売市場消費者事業委員会：62 ページ参照

³⁸ 食品衛生監視指導計画：58 ページ参照

(3) 情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進 新規

都民に情報を伝達する役割を担う関係者と食の安全に関する専門家とを交えた懇談会を開催し、食品の安全性やリスクについての考え方、都民への情報提供のあり方等について意見や情報を交換することにより、食の安全に関するリスクコミュニケーション³⁹の充実を図ります。

(4) 体験型セミナーの開催

子供をはじめ広く都民を対象に、食品添加物や細菌の検査など、様々なテーマの体験型セミナー等を開催し、食の安全に関する科学的知識の普及を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 分かりやすい情報の提供 ▶ ホームページによる情報提供 ▶ 啓発資材による情報提供						食品安全に関する知識の普及
	食品の安全に関するサイトの改善、対象者別の情報の発信 リーフレットなどの普及啓発資材の作成、情報誌による情報提供の充実					
(2) 関係者による活発な意見交換 ▶ 都民フォーラムの開催 ▶ 発信する情報の検証 ▶ 卸売市場における消費者事業委員会の開催 ▶ パブリックコメントの実施						関係者の相互理解の促進
	「食の安全調査隊」などによる、情報のわかりやすさの検証					
(3) 情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進						関係者の相互理解の促進
(4) 体験型セミナーの開催						食の安全に関する科学的知識の普及

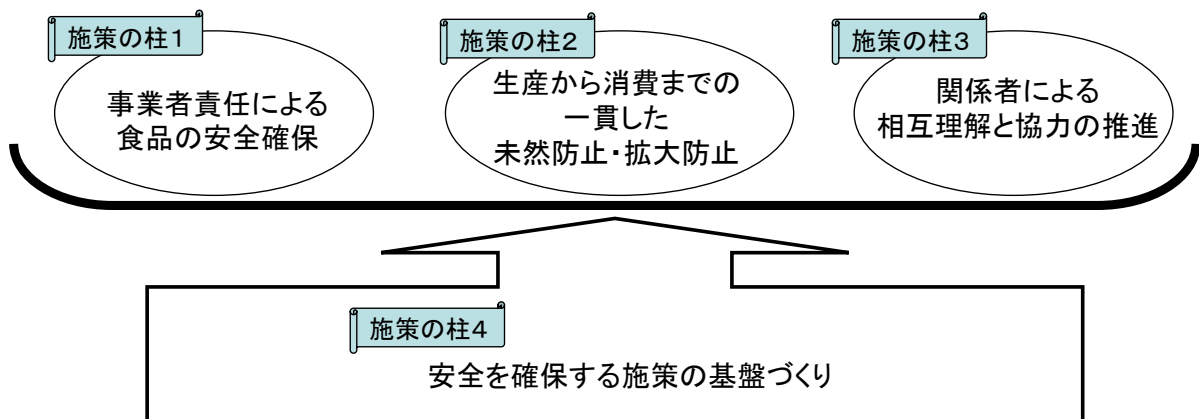
³⁹ リスクコミュニケーション：67ページ参照

第3章 生産から消費に至る食品安全確保のための基本施策

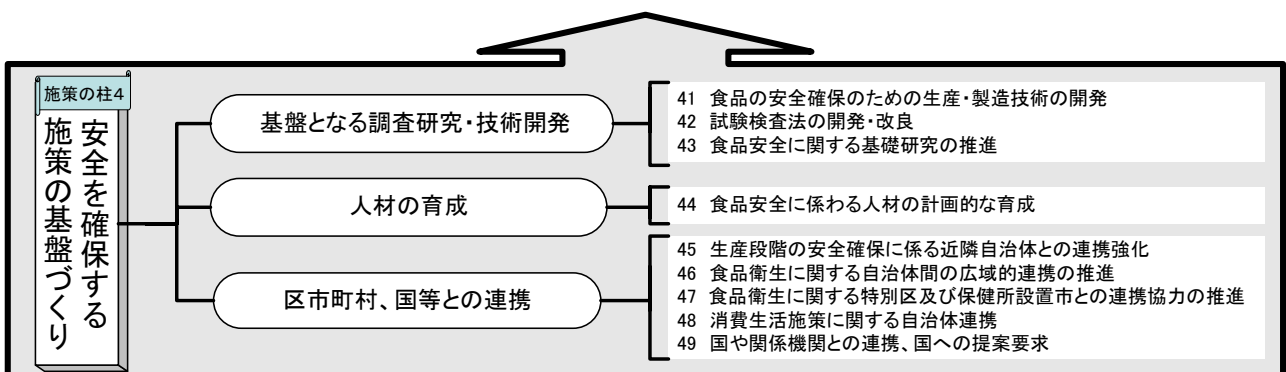
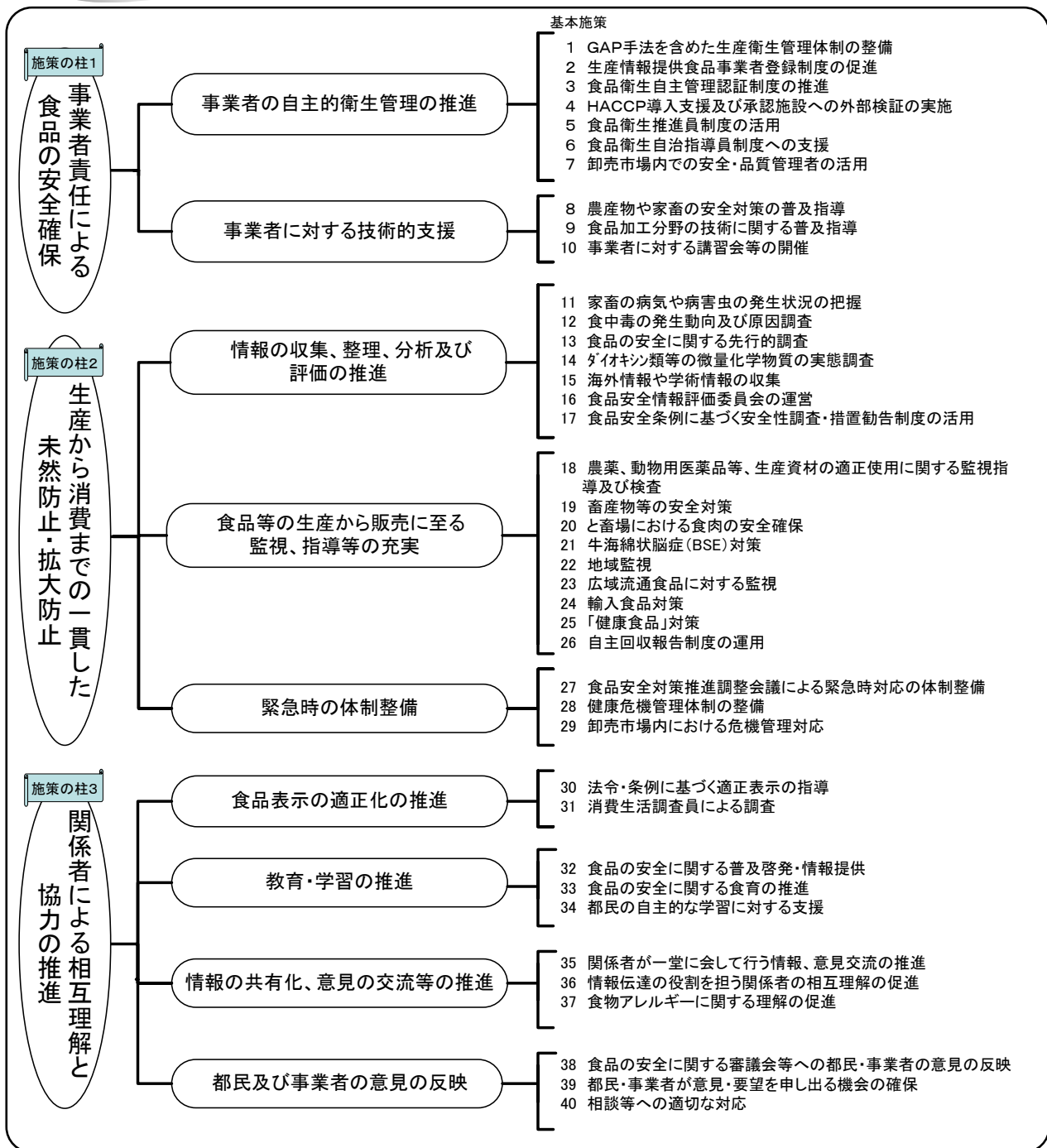
1 基本施策の体系

第2章において、新たな課題に迅速・的確に対応するため、重点的・優先的に取り組む施策を戦略的プランとして位置づけ、今後5年間に都が進むべき方向性を示しました。

この章では、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が取り組んでいる食品の安全確保に関するすべての施策を「基本施策」とし、食品安全条例の基本理念を踏まえた「施策の柱1」から「施策の柱3」に加え、各施策の基盤となる「施策の柱4」をもとに49の「基本施策」を体系化し、都の取組の全体像を明示します。



都における食品安全確保施策の総合的な体系



2 基本施策の概要

施策の柱1「事業者責任による食品の安全確保」に基づく基本施策

事業者の自主的衛生管理の推進（基本施策1～7）

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

基本施策1 GAP手法を含めた生産衛生管理体制の整備

- ・より安全な農産物を生産し、都民の信頼確保を図るため、GAP（農業生産工程管理手法）による管理手法の導入を含め、事業者による生産衛生管理体制を整備する。

基本施策2 生産情報提供食品事業者登録制度の促進

- ・都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録し、都民に広く公表する制度の普及を推進する。



基本施策3 食品衛生自主管理認証制度の推進

- ・飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。
- ・制度の普及拡大により、事業者の自主的衛生管理の推進を図る。



基本施策4 ハサップ（HACCP⁴³）導入支援及び承認施設への外部検証の実施

- ・ハサップシステムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程⁴¹」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。
- ・承認施設に対し、ハサップシステムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。

基本施策5 食品衛生推進員⁴²制度の活用

- ・食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。



食品衛生推進員委嘱式

⁴³ HACCP：64ページ参照

⁴¹ 総合衛生管理製造過程：60ページ参照

⁴² 食品衛生推進員：58ページ参照

基本施策6 食品衛生自治指導員制度⁴³への支援

- ・事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。



食品衛生自治指導員による街頭相談

基本施策7 卸売市場内での安全・品質管理者の活用

- ・中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図るとともに自主的品質管理を推進する。

⁴³ 自治指導員制度：54 ページ参照

事業者に対する技術的支援（基本施策 8～10）

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保に関する技術水準の向上を図るための施策

基本施策 8 農産物や家畜の安全対策の普及指導

- ・農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査⁴⁴による疾病情報の還元など、生産者への技術的な支援を行う。



家保通信の発行

基本施策 9 食品加工分野の技術に関する普及指導

- ・食品技術センター⁴⁵の試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などの支援を行い、事業者の食品安全確保のための技術水準を向上させる。



食品技術センターでの講習会

基本施策 10 事業者に対する講習会等の開催

- ・輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」取扱事業者講習会、コンプライアンス向上セミナーなど、事業の内容に応じた講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。
- ・各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者⁴⁶」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。



輸入食品関係事業者講習会

⁴⁴ と畜検査：63 ページ参照

⁴⁵ 食品技術センター：59 ページ参照

⁴⁶ 食品衛生責任者：58 ページ参照

施策の柱2「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」に基づく施策

情報の収集、整理、分析及び評価の推進（基本施策11～17）

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に活かすなど具体的な施策へ反映して、健康への悪影響を未然に防止する施策

基本施策11 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握

- ・動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜保健衛生所において家畜の病気の検査及び調査を実施する。
- ・病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握する。



家畜保健衛生所における
鳥インフルエンザ⁴⁷の検査

基本施策12 食中毒の発生動向及び原因調査

- ・食中毒の散発患者や無症状の病原体保有者の喫食内容や行動を調査・分析し、感染源の解明に活用する。
- ・特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。

基本施策13 食品の安全に関する先行的調査

- ・国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について、先行的に実態を調査し、必要に応じて都民への情報提供、効果的な監視手法の検討など施策への反映や、国への提案要求などに活用する。

基本施策14 ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査

- ・新たな知見等に対応しながら継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。

東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査

都内に流通する農畜産物、魚介類を対象としたPCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウム⁴⁸などの有害化学物質の食品汚染実態調査

環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査



ダイオキシン類土壌環境調査
(試料採取状況)

⁴⁷ 鳥インフルエンザ：63 ページ参照

⁴⁸ カドミウム：50 ページ参照

基本施策 15 海外情報や学術情報の収集

- ・インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。

基本施策 16 食品安全情報評価委員会の運営

- ・食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。

基本施策 17 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用

- ・規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査⁴⁹を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。
- ・調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。

⁴⁹ 知事の安全性調査・措置勧告制度：61 ページ参照

食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実（基本施策 18～26）

関係各局が連携して食品の生産から販売に至るすべての段階で監視指導や検査を行い、食品の安全確保を図る施策

基本施策 18 農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査

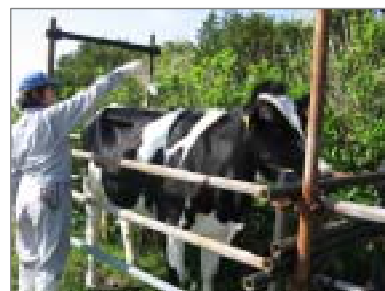
- ・食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法⁵⁰、肥料取締法⁵¹、飼料安全法⁵²及び薬事法等の関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。



普及指導員⁵³による指導

基本施策 19 畜産物等の安全対策

- ・食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。
- ・養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。

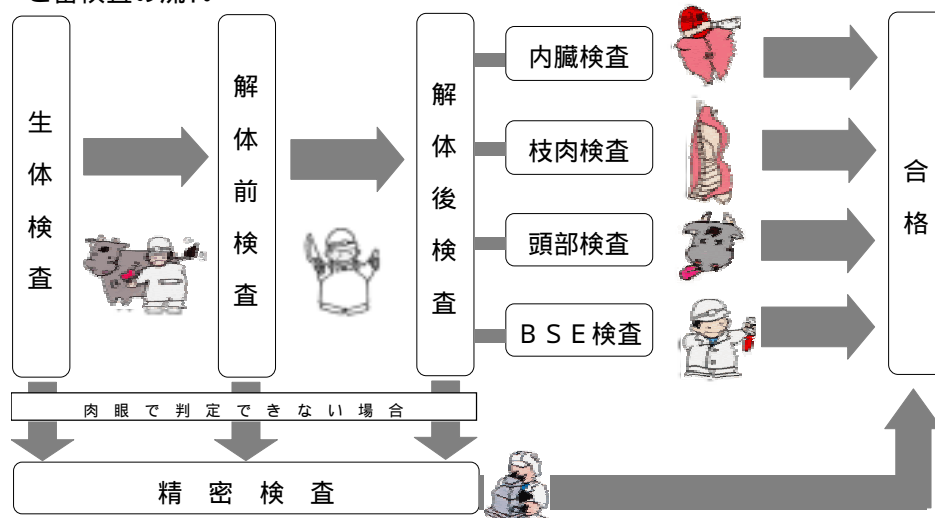


家畜保健衛生所職員による牛のダニ駆除

基本施策 20 と畜場における食肉の安全確保

- ・と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。
- ・衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。

と畜検査の流れ



⁵⁰ 農薬取締法：64 ページ参照

⁵² 飼料安全法：59 ページ参照

⁵¹ 肥料取締法：65 ページ参照

⁵³ 普及指導員：65 ページ参照

基本施策 21 牛海綿状脳症（BSE）対策

- ・生産段階において、死亡牛・起立不能牛等のBSE検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などの対策を実施する。
- ・と畜場において、BSEスクリーニング検査⁵⁴を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め、特定危険部位⁵⁵の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。



BSEスクリーニング検査風景

基本施策 22 地域監視

- ・地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。
- ・食品に関する苦情や食中毒事件発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。



食品販売施設における監視指導

基本施策 23 広域流通食品に対する監視

- ・都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。
- ・重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都市区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。



卸売市場における監視指導

基本施策 24 輸入食品対策

- ・健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。
- ・都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」⁵⁶を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。

⁵⁴ BSEスクリーニング検査：65ページ参照

⁵⁵ 特定危険部位：62ページ参照

⁵⁶ 「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」：66ページ参照

基本施策 25 「健康食品」対策

- ・健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示及び医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、広告の適正化を図る。
- ・医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。
- ・都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。
- ・医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。

基本施策 26 自主回収報告制度の運用

- ・事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。
- ・都民及び事業者に制度の周知を図る。



緊急時の体制整備（基本施策 27～29）

緊急時に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携を強化し、危機管理体制の充実を図る施策

基本施策 27 食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備

- ・ 庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。

基本施策 28 健康危機管理体制の整備

- ・ 事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。
- ・ 保健所の食品衛生監視員を中心とした関係職員の訓練を実施し、緊急時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。

基本施策 29 卸売市場内における危機管理体制の整備

- ・ 卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。

施策の柱3 「関係者による相互理解と協力の推進」に基づく基本施策

食品表示適正化の推進（基本施策30～31）

法令等に基づく食品表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

基本施策30 法令・条例に基づく適正表示の指導

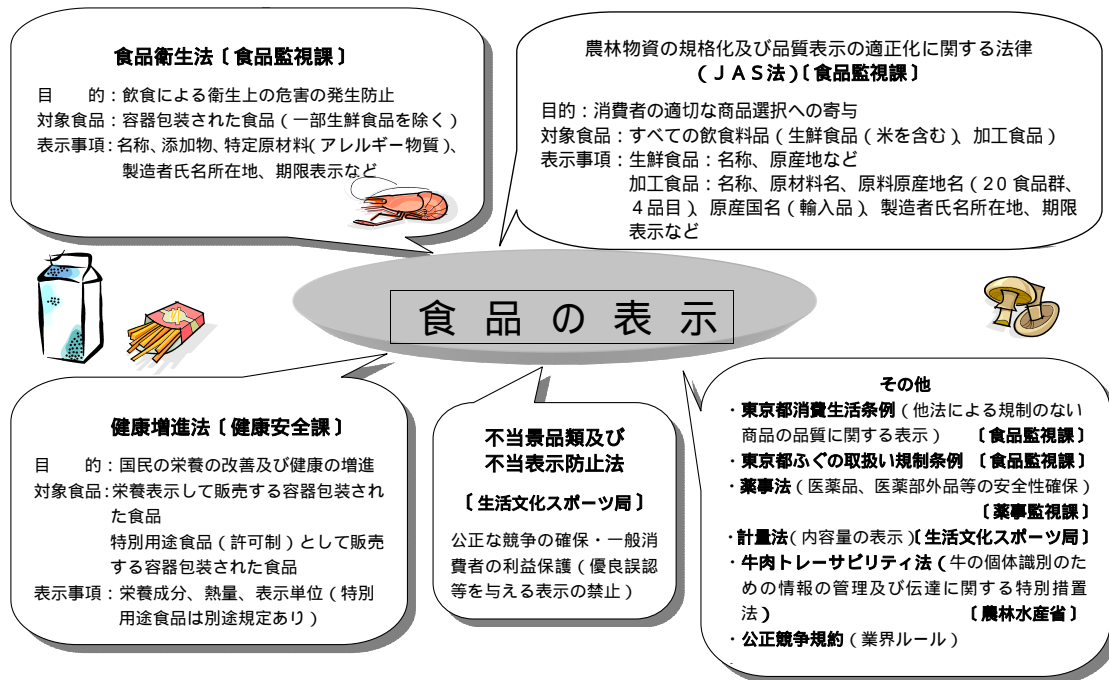
・関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。

【食品表示に関連する主な法令】

食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法⁵⁷

景品表示法、消費生活条例⁵⁸等

食品表示の主な関係法令



基本施策31 消費生活調査員による調査

・法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。

⁵⁷ 計量法：51 ページ参照

⁵⁸ 消費生活条例の品質表示：55 ページ参照

教育・学習の推進（基本施策 32～34）

都民や事業者が、正しい情報を必要なときにいつでも入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

基本施策 32 食品の安全に関する普及啓発・情報提供

- ・食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者を提供する。

基本施策 33 食品の安全に関する食育の推進

- ・都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。



東京都食育フェアの開催

基本施策 34 都民の自主的な学習に対する支援

- ・食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。



東京都消費者月間事業
「見て 食べて 学んで 農業交流ツアー in 東京」

情報の共有化、意見の交流等の推進（基本施策 35～37）

食品の安全に関連する様々なテーマについて、都、都民、事業者の間で正しい情報や意見の交流を図るための施策

基本施策 35 関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進

- ・食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者ととも、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図る。



食の安全都民フォーラム

基本施策 36 情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進

- ・消費者団体や報道機関の記者など、都民に食品の安全性情報を伝達する役割を担う関係者と食の安全に関する専門家とを交え、食品の安全性やリスクについての考え方、都民への情報提供のあり方等について意見や情報を交換し、関係者の相互理解の促進を図る。

基本施策 37 食物アレルギーに関する理解の促進

- ・食品を取り扱う事業者に対してアレルゲン管理についての技術指導を行う。アレルギー表示に係る検査体制を整備し、アレルギー表示の適正化を図る。

都民及び事業者の意見の反映（基本施策 38～40）

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるため、科学的な評価を踏まえ、都民、事業者の意見の反映を図る施策

基本施策 38 食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映

- ・食品安全審議会、消費生活対策審議会⁵⁹、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。
- ・審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。



食品安全審議会

基本施策 39 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保

- ・消費生活条例に基づく「申出」⁶⁰の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。
- ・全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。

基本施策 40 相談等への適切な対応

- ・保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し適切に調査を実施する。
- また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。

⁵⁹ 消費生活対策審議会：55 ページ参照

⁶⁰ 消費生活条例に基づく申出制度：55 ページ参照

基盤となる調査研究・技術開発（基本施策41～43）

検査・分析法やより高度な衛生管理手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術の開発を推進するための施策

基本施策41 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発

- ・食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や農薬残留回避技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。

基本施策42 試験検査法の開発・改良

- ・検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。
- ・試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。

基本施策43 食品安全に関する基礎研究の推進

- ・食中毒菌を死滅させるための加工・調理法や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。

人材の育成（基本施策44）

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

基本施策44 食品安全に係わる人材の計画的な育成

- ・食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。

区市町村、国等との連携等（基本施策 45～49）

都内の区市町村、首都圏などの他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

基本施策 45 生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化

- ・都内で消費される農産物の安全な生産を図るため、都内の市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近県の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などを推進する。

基本施策 46 食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進

- ・全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。
- ・違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。

基本施策 47 食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進

- ・保健所を設置する自治体である特別区及び八王子市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制⁶¹を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都市区一体となった取組を進める。

基本施策 48 消費生活施策に関する自治体連携

- ・消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。

基本施策 49 国や関係機関との連携、国への提案要求

- ・食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。
- ・食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて国への提案要求を行う。

⁶¹ 都市・都区協議に基づく連携協力体制：62 ページ

第4章 計画の着実な推進

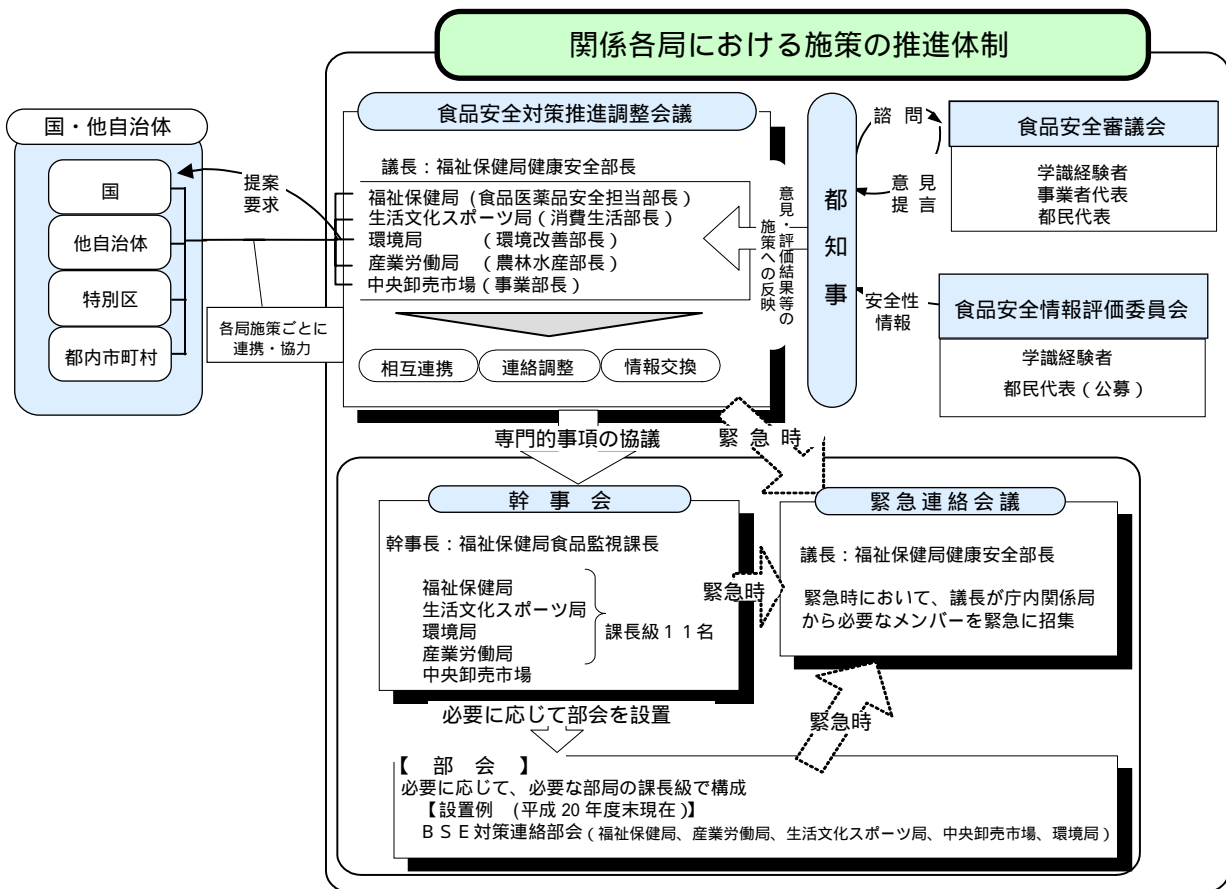
1 施策の推進体制

食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局による適切な連携が最も重要です。

このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」を活用し、食の安全・安心の向上を図るための全庁的な取組を推進していきます。

また、都内に流通する食品の多くは海外や都外で生産・製造されていることから、国や他自治体と連携し、食品の安全確保を図っていきます。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めていくため、食品安全条例に定める知事の附属機関である、「食品安全審議会」からの意見や提言、「食品安全情報評価委員会」からの報告のほか、各局の審議会等の意見を踏まえ、施策を推進していきます。



2 計画の実施と見直し

本計画を着実に推進していくため、食品安全対策推進調整会議を活用し、第2章に掲げた戦略的プランを中心にその進ちょく状況等を把握して、適切な点検と進行管理を行っていきます。

これらの進ちょく状況を、年度ごとに食品安全審議会へ報告するとともに、計画の中間年度には広く都民に公表します。

食品の安全に関する課題は、計画策定時点では認識されていない新たなリスクの顕在化、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化します。

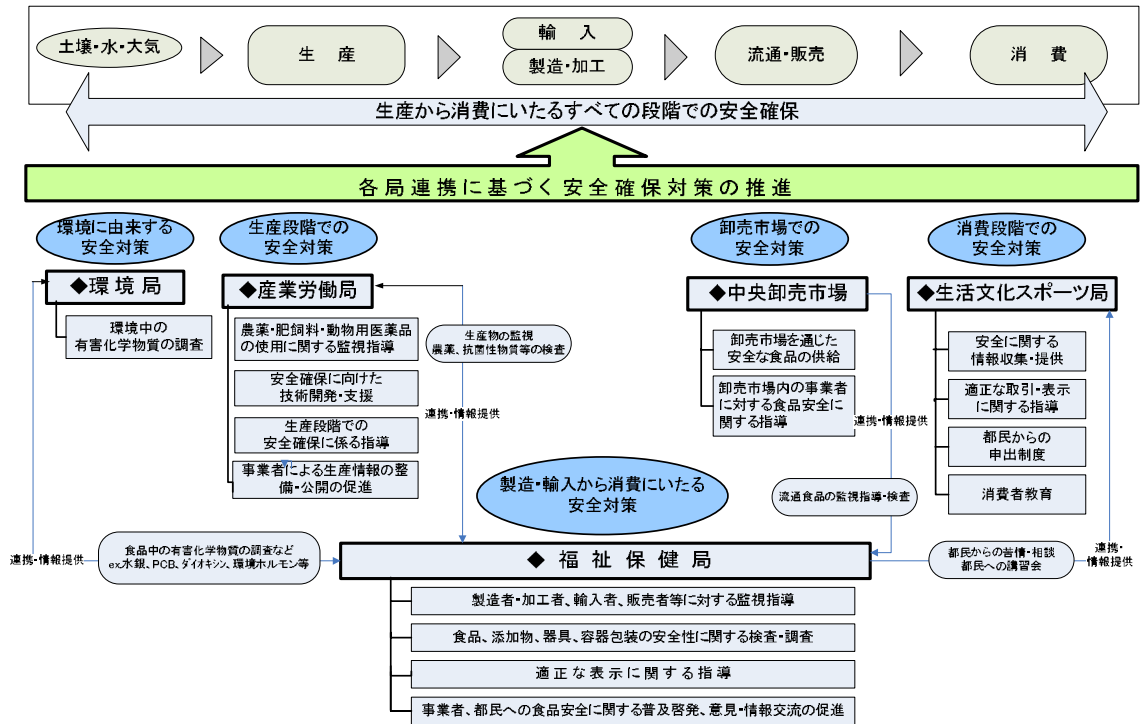
このため、計画期間の途上において改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき食品安全審議会に諮問するなど、社会情勢に柔軟に対応していきます。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎となるものであり、都における重要な課題の一つです。このため、関係各局の連携のもと全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、本計画を着実に実施していきます。

このことにより、食に対する都民の信頼を確保するとともに、食品安全条例が目的とする「現在及び将来の都民の健康保護」の実現を目指します。

資 料 編

1 都の食品安全確保対策の体系



2 都における食品衛生監視の体制



：23区には、それぞれの区に保健所があります。
また、島しょ地域にも、4出張所、2支所があり、
食品衛生業務を行っています。

3 用語説明（50音順）

【あ行】

安全・品質管理者（SQM：Safety & Quality Manager）

都が所管する11の中央卸売市場において、都職員、卸売業者及び仲卸業者の組合のそれぞれから選任され、市場における食品の安全を確保するため、衛生・環境水準の向上に向けた普及啓発や人の健康を損なう恐れのある物品等の排除・回収に関する連絡調整を行う者をいう。

遺伝子組換え食品

生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、植物等に組み込む技術を利用して、品種改良が行われた農作物とその加工食品をいう。遺伝子組換え食品を国内で流通・販売するためには、国が行う安全性審査により安全性が確認されなければならない。

平成21年11月末日現在、安全性が確認されている食品は、大豆、とうもろこし、じゃがいも、なたね、わた、てんさい、アルファルファの7作物、99品種である。遺伝子組換え農産物とそれ以外の農産物が生産、流通等の段階で確実に分別管理（分別生産流通管理）されていない場合、その農産物及びそれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換え不分別食品」である旨を表示することが義務付けられている。

【か行】

カドミウム

鉱物中や土壌中など天然に広く存在する重金属で、米や魚介類などの多くの食品に天然由来のカドミウムが微量に存在することが確認されている。

食品中のカドミウムの一部が、体内に吸収・蓄積されることから、カドミウム濃度の高い食品を長年にわたり摂取すると、腎機能障害を引き起こす可能性がある。

日本では、食品衛生法に基づき、玄米について規格基準が定められている。

カンピロバクター

主に、牛、豚、鶏などの動物の腸管内に生息する細菌。近年、ノロウイルスと並び、食中毒の病因物質の上位を占めている。100前後の少量の菌数で発症する。原因食品を食べてから2～7日で発症し、発熱(38以下)、倦怠感等の後、数時間から2日で下痢が始まり、吐き気、腹痛などの症状を伴う。生肉や加熱不十分な食肉、生肉から汚染された調理器具などが食中毒の主な原因である。新鮮な食肉でも、カンピロバクターが付着している可能性があるため、生食は避け、食肉は十分に加熱し、生肉を取り扱う際には、調理器具の使い分け、手指の十分な洗浄などを行うことが食中毒を予防するために重要である。

GAP

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理手法）の略。

生産者自らが、食品の安全の確保、品質の改善、環境保全など、様々な目的を達成するために、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の農作業に活用する、という一連のプロセスチェック手法。

規格基準

食品や添加物には、食品衛生法第 11 条に基づき、その成分、純度などについて定めた「規格」と、製造、加工、使用、保存等の方法について定めた「基準」が規定されている。

例)「規格」：農産物中の残留農薬、牛乳中の細菌数 など

「基準」：添加物の使用基準、食肉の保存基準 など

規格基準に合わない食品等の製造・販売等は禁止されており、違反した場合は販売禁止などの処置が行われる。

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は不当表示として禁止されている。

食品関係の違反としては、馬肉に馬脂を注入したものに「霜降り馬肉」と表示したものや、根拠なく「食べても食べてもどんどん痩せる」と表示した「健康食品」に処分（排除命令）が行われている。

処分：消費者庁移管後は、排除命令は措置命令となった。

計量法

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

計量の単位や計量器、商品を販売する場合の計量などについて、計量法では、正しい計量器の供給、正しい計量器の使用、正しい計量の実施、計量思想の普及など、四つの柱を基本に定めている。

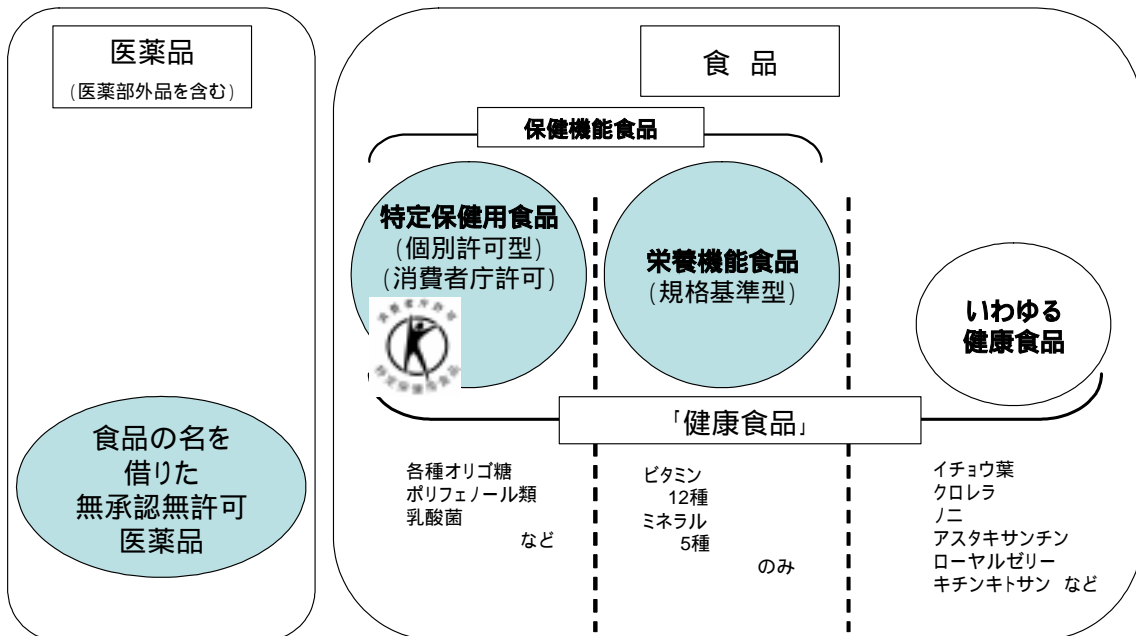
「健康食品」

「健康食品」には法的な定義がなく、これまでも、サプリメント、「健康補助食品」などの呼称が使われている。

平成 15 年 6 月 9 日、厚生労働大臣の私的諮問機関である『「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会』から『「健康食品」に係る今後の制度のあり方について』が提言され、その中で、括弧付きの健康食品として、次のような説明がされており、都においても、特段の断りがない限り同様の意味で使用している。

「健康食品」：健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指し、保健機能食品も含む。

「健康食品」の範囲



保健機能食品制度：平成 13 年 4 月に、消費者が適切に健康食品等を選択できるよう創設された制度。国が定めた基準等を満たしたものは、ビタミンやミネラルなどの栄養成分の機能に関する表示（栄養機能食品）や、「おなかの調子を整える」といった特定の保健の用途などを表示（特定保健用食品）して販売できるようになっている。

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進のための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

食品に関連するものとして、

特別用途食品（乳幼児、妊産婦、病者用など特別の用途に適する旨を表示する食品）の内閣総理大臣による許可

特定保健用食品（おなかの調子を整えるなどの特定の保健の目的が期待できる旨を表示する食品）の内閣総理大臣による許可

食品の栄養成分の量及び熱量に関して表示する場合の表示事項とその方法

栄養成分や熱量に関する表示（高カルシウムやカロリーオフなどの表示）をする場合の基準

健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示禁止などを規定している。

健康被害事例専門委員会

東京都食品安全情報評価委員会のもとに設置された専門委員会。社団法人東京都医師会及び社団法人東京都薬剤師会を通じて収集した「健康食品」との関連が疑われる健康被害情報等の疫学的な分析及び評価を行う。

【さ行】

自主回収報告制度

食品安全条例に基づく都独自の制度で、平成 16 年 11 月から施行されている。食品等の生産者、製造者、輸入者などが健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品等を自主回収する場合に都への報告を義務づける制度。

都では、報告された内容をホームページに掲載し、都民へ情報提供を行っている。

情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/shokuhin/index.html>

自治指導員制度

社団法人東京都食品衛生協会が、会員施設における食品衛生の向上と自主的な衛生管理の確立のために設けている制度。現在約 6,000 名の自治指導員が会員の中から選ばれている。

自治指導員は、会員施設を巡回し、衛生管理の指導、許可・届出などの指導、食品衛生に関する普及啓発を行うとともに、消費者懇談会への参加などを通じて食品衛生の向上のために活動している。

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度(任意の制度)」と、消費者の商品選択に役立てるため、製造者、輸入者、販売者が原材料、原産地など品質に関する一定の表示を守るべき「品質表示基準制度(義務の制度)」からなる。

具体的には、

生鮮食品の原産地、加工食品の原材料等の「品質表示基準」

厚生労働省において安全性が確認された遺伝子組換え食品を使用しているものなどの「遺伝子組換え食品の品質表示基準」

有機農産物、有機農産物加工食品に係る「有機」、「オーガニック」等のJASマーク表示

などを規定している。

首都圏食中毒防止連絡会

食中毒の発生を未然に防止するとともに、発生時の被害を最小限に止めるため、経済活動、人的交流等の点で密接な関係にある首都圏自治体（5都県、これら都県内の保健所を設置する市及び特別区）間の情報交換及び連携を促進するために設置されている。

消費生活条例

都民の消費生活に関し、都が実施する施策について必要な事項を定め、都民の自主的な努力と相まって、消費者の権利を確立し、都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とした条例

消費生活条例に基づく申出制度

消費生活条例第 8 条に基づく制度。都民は、同条例に違反する事業活動等により、消費者の権利が侵害されている疑いがあるとき、知事にその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

消費生活条例の品質表示

消費生活条例第 16 条に基づき、消費者の商品選択に当たり内容を容易に識別し、適正に使用するために必要な場合、法で定める場合を除き商品別に「商品表示事項等」を指定できるとされている。

食品においては、この規定により、調理冷凍食品の原料原産地名及び原材料配合割合、はちみつ類の品名、かまぼこ類のでん粉含有率や、カット野菜及びカットフルーツの加工年月日などが指定されている。

消費生活対策審議会

都民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本的事項について調査審議させるため、消費生活条例第 45 条に基づき設置される知事の附属機関。

消費者問題に理解の深い学識経験者や消費者代表、事業者代表などで構成され、品質等の表示事項やその方法の指定、不適正な取引行為の指定、基本計画の策定などに当たって、消費生活対策審議会の意見を聴くこととなっている。

消費生活調査員制度

消費生活調査員として委嘱した都民に、商品・サービスに係る表示や量目調査、また日常の消費生活行動で不審に感じる事業行為等の報告を依頼し、その報告結果をもとに事業者指導などに活用する制度。

調査員は 20 歳以上の都民 500 名に委嘱しており、生鮮食品や加工食品の表示状況などの調査をする品質表示調査に 200 名、不当表示などの調査をする表示・広告調査に 200 名、都が貸与した計量器を用い、計量販売されている食料品の量目を調査する計量調査に 100 名の調査員が活動している。

食の安全調査隊

都が実施するリスクコミュニケーション事業の一つである「都民フォーラム」において、平成 19 年度に、新たなリスクコミュニケーションの試みとして結成した公募都民等によるグループ活動。調査隊員が身近なところからテーマを集め、グループでの話し合いなどを通じて食の安全について理解を深めることを目的としている。

食品安全情報評価委員会

食品等の安全を確保するため、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 15 年度に設置された機関。

平成 16 年 3 月 31 日の食品安全条例の制定により、同条例に基づく知事の附属機関となった。微生物や理化学など食品安全に関する学識経験者を中心に、公募された都民代表を含む 20 名以内の委員で構成される。

食品安全審議会

食品安全条例に基づき、都における食品の安全確保に関する施策について調査審議するために設置される知事の附属機関。

審議会は、都民代表（公募を含む）生産・流通・輸入・販売に係る事業者代表、食品の安全に関する学識経験者から 25 名以内の委員で構成される。

食品安全条例

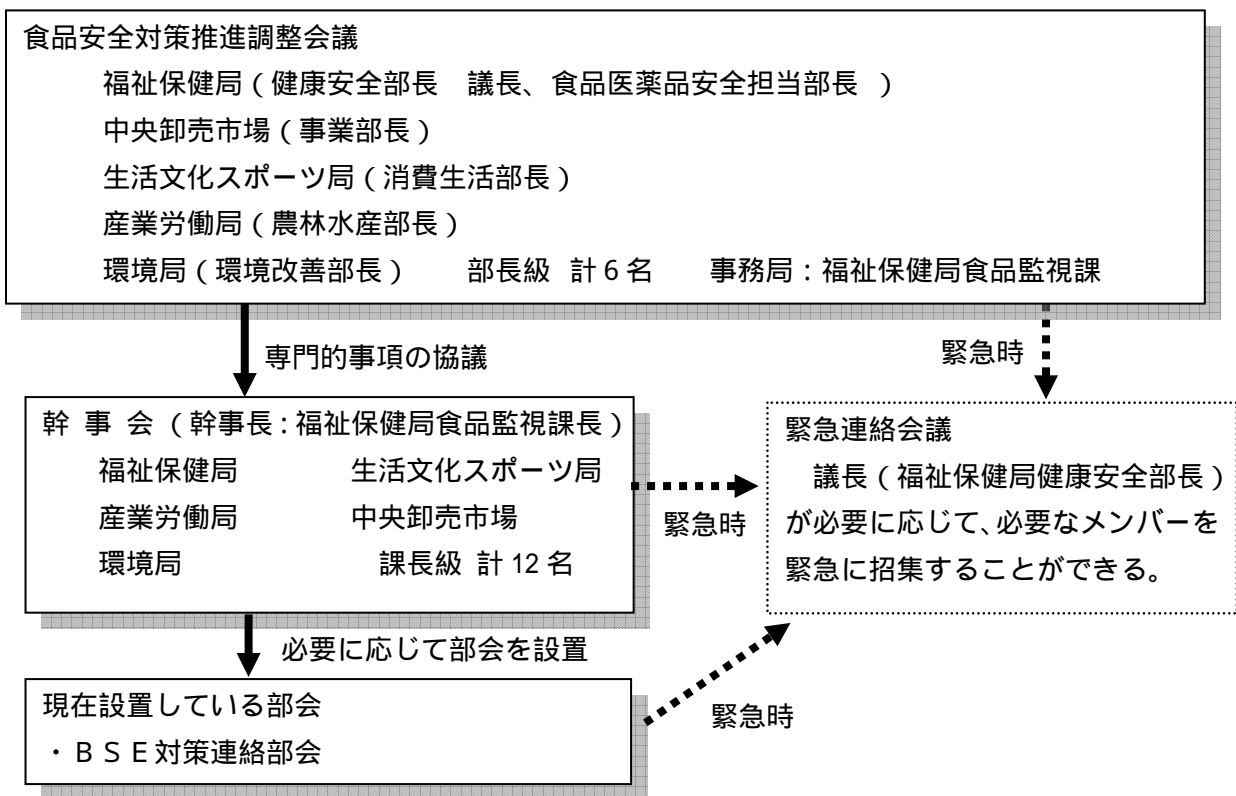
食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とした条例。

東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完するしくみを定めている。

食品安全対策推進調整会議

食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係各局間の協議機関として平成 15 年 6 月に設置。福祉保健局、生活文化スポーツ局、環境局、産業労働局、中央卸売市場の 5 局の部長級職員で構成され、施策の推進に関する事項や各局の相互連携に関する事項、あるいは、食品の安全確保に関する情報交換、連絡調整に関する事項などの協議を所掌している。

また、会議には、関係各局の課長級で構成する「幹事会」がおかれ、食品の安全確保に関する専門的事項の協議を行うとともに、必要に応じて部会を設置し、幅広く食品の安全に関する事項を協議している。



食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国、都道府県、保健所を設置する市に配置するよう定められている職種。政令により、一定の資格が規定されている。

食品の製造業、販売業、飲食店営業などの施設に随時立ち入り、施設や食品の取扱状況を監視し、設備の改善や食品の取扱いを指導する。また、食品等の検査や食中毒発生時の調査を行う。

食品衛生監視指導計画

食品衛生法第 24 条に基づき、年度ごとに自治体が策定する食品衛生に関する監視指導の実施に関する計画。

都道府県、保健所設置市、特別区は、その区域の実状を勘案して、以下の事項について定めることが義務付けられている。

重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

関係行政機関との連携の確保に関する事項

その他監視指導の実施のために必要な事項

他に、定めた計画の公表や厚生労働大臣への報告、計画の実施状況の公表なども規定されている。

食品衛生自主管理認証制度

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を積極的に評価する制度。事業者からの申請に基づき、施設で行われている衛生管理について、都知事が指定する民間の審査機関が審査し、都の定める認証基準を満たしている施設を認証する。都がそのことを広く都民に公表することによって、食品関係施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としている。

情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/shokuhin/index.html>

食品衛生推進員

事業者の自主的な活動を促進するため、平成 7 年 5 月、食品衛生法の改正の際に導入された制度。都道府県、保健所設置市、特別区は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有するもののうちから、食品衛生推進員を委嘱し、行政の施策に協力して、営業者等の相談、助言等の活動を行わせることができるとされている。

都では、現在 135 名の食品衛生推進員が、各保健所における普及啓発活動への協力や事業者からの相談対応、保健所事業に対する意見具申、地域の情報提供などの場において活動している。

食品衛生責任者

食品関係営業施設において、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たる者として、食品衛生法施行条例により、各施設に設置が義務づけられている。

食品衛生責任者は、栄養士、調理師などや知事が指定した講習会の受講終了者などの有資格者から事業者が選任し、施設に氏名を掲示する。

食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。

食品だけでなく、添加物、食器などの器具や容器包装、一部のおもちゃや洗剤についても、成分規格や製造・使用等の基準を定めている。

また、事業者の責務や、規格基準に適合しない食品等の製造、加工等の禁止、食品表示、食品等の輸入・製造等の届出・営業許可、行政による監視指導など、飲食に起因する事故の発生の未然防止や、万一事故が起こった場合の被害拡大防止のための規定を定めている。

食品技術センター

都内食品関連企業の振興に寄与することを目的に、平成2年7月に開設された組織。食品工業技術に関する試験研究、相談・普及指導、試験室貸出、共同研究、受託事業等を行っている。

食品表示 110 番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていることや、食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受けするため、平成14年に農林水産省が設置した電話窓口。

食物アレルギー

食物によって起こるアレルギー症状で、多くは、食物に含まれるたんぱく質がアレルギー反応を引き起こす。症状は、皮膚のかゆみや湿しん、口や目の腫れなどが多くみられ、腹痛や喘息のような症状がみられることもある。まれに、意識障害や血圧低下などのショック症状（アナフィラキシーショック）を起こすなど、命にかかわることもある。原因となる食物は、乳児期は、卵・乳製品・小麦が多く、幼児期になると、魚卵・魚類・そば・甲殻類（えび・かになど）・ピーナッツ・果物類で新たに発症する例がみられ、学童期からは甲殻類やそばが多くなる。

飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律。

有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用（家畜等への供与）の禁止、家畜等に飼料を供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定している。

生産情報提供食品事業者登録制度

食品の生産等の履歴情報を積極的に提供する事業者を都が登録するとともに、事業者は食品に登録マークを表示するなど、都民に商品選択の目安を提供するための制度



情報提供ホームページ：都民のための生産情報提供事業

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/syoku/seisanjoho/index/index.htm>

総合衛生管理製造過程

食品の製造・加工の方法について、H A C C Pシステムを法的に位置付けた制度。

営業者がH A C C Pシステムの考え方に基づいて自ら設定した食品の製造・加工の方法及びその衛生管理の方法について国に申請し、国は、実地調査等を行い、承認基準に適合することが確認されれば、厚生労働大臣により承認される。

なお、承認の対象となる食品が決められており、現在（平成 21 年 11 月末現在）で 乳・乳製品 清涼飲料水 食肉製品（ハム・ソーセージなど） 魚肉ねり製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージなど） 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰、レトルト食品など）が規定されている。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(P C D D)、ポリ塩化ジベンゾフラン(P C D F)、コプラナー P C B をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。

ダイオキシン類は、無色無臭の固体でほとんど水に溶けず、脂肪などに溶けやすい性質を持っている。

多量に暴露されると、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが動物実験で報告されている。

ダイオキシン類の人体への取り込みについては、そのほとんどが食品由来とされていることから、食品別の汚染状況を把握するため、汚染実態調査や標準的な食事から摂取されるダイオキシン類の調査を実施している。

知事の安全性調査・措置勧告制度

食品衛生法など現行の法制度で規格基準の定めがないなど、法的な対応ができない課題について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な場合には、条例に基づき立入り等の調査を実施する制度。

安全性調査の結果、健康への悪影響が懸念され、法的な対応が困難な場合には、事業者や事業者団体に対し、健康への悪影響の未然防止に必要な措置（製造方法の改善、表示等による都民への注意喚起等）をとるよう勧告するとともに、その内容を公表する。

腸管出血性大腸菌

動物や人の消化管に生息する大腸菌のうち、毒素を産生し、腹痛や血便などの出血性腸炎などを起こす病原性大腸菌。乳幼児や小児、基礎疾患を有する高齢者では腹痛や血便などの出血性腸炎のほか、溶血性尿毒症症候群（H U S）を併発し、意識障害に至るなど重症になることがある。血清型による分類では、O 1 5 7 がほとんどであるが、この他にO 2 6、O 1 1 1、O 1 2 8 及びO 1 4 5 などがある。

東京都食品表示監視協議会

不適正な食品表示に関する監視を強化するため、福祉保健局の食品表示担当課、生活文化スポーツ局の景品表示担当課及び消費生活総合センター、警視庁、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、農林水産省関東農政局東京農政事務所等との間で設置する協議会。

定期的に会議を開催し、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行い、各機関と連携強化を図り、不適正な食品表示を行っている事業者に対する処分等の迅速かつ円滑な実施が可能な連携体制を構築している。

東京都中央卸売市場消費者事業委員会

都民の食生活の向上、地域と共存する市場づくりに資することを目的に、平成 16 年 2 月に発足した。

都民の市場に対する理解と信頼性の向上を図るため、中央卸売市場の機能と役割、生鮮食料品等の流通事情などについて情報提供し、意見交換を実施している。

消費者代表 10 名、業界代表 9 名、都職員 2 名計 21 名で構成されている。

動物用医薬品

牛、豚、鶏等の家畜や養殖魚などに対して、病気の治療や予防のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の医薬品の総称。

動物用医薬品が残留した畜産物などによる人の健康への悪影響を未然に防止するため、その使用方法や投与してから出荷までの期間、食品中の残留基準値などが、薬事法、飼料安全法、食品衛生法などの法令により規定されている。

特定危険部位 (SRM : Specific Risk Material)

牛海綿状脳症 (BSE) の原因である異常プリオンが特異的に蓄積しやすいため、食品として利用することが法律で禁止されている牛の部位。

我が国では、牛海綿状脳症対策特別措置法により、と畜場において除去・焼却が義務付けられている特定部位(すべての月齢の牛の頭部(ほほ肉、舌を除く)、脊髓、回腸遠位部(盲腸との接続部分から 2 メートルまでの部位))と、食品衛生法により食品の製造などに使用してはならないとされている脊柱をいう。

都市・都区協議に基づく連携協力体制

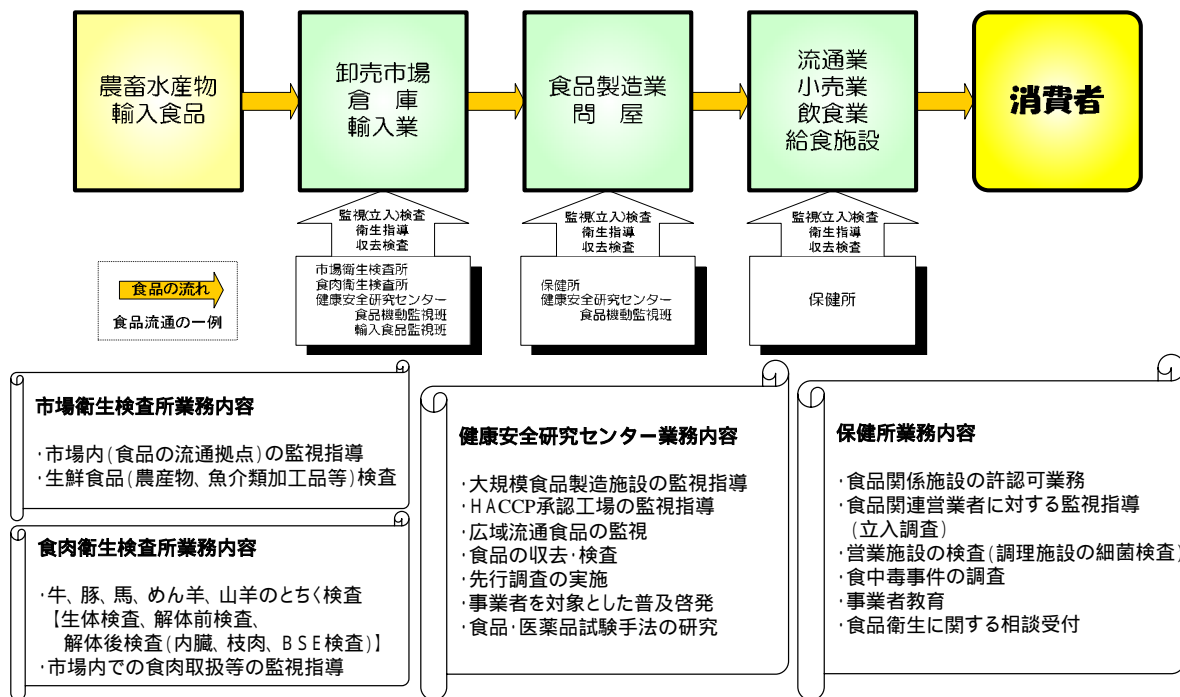
食品衛生法に基づく食品や事業施設の監視指導については、都は多摩地区(八王子市を除く)及び島しょ地域を担当し、八王子市は市が、区部は特別区がそれぞれの区域を担当することとなっている。

一方、食品流通の広域化が進む中で、都、八王子市及び特別区が個々に担当地域を監視するだけでは、事故等の未然防止・拡大防止が適切に図れないおそれがある。

このため、都と八王子市、特別区が協力し、広域に流通する食品等の効率的な監視指導を実施するため、都市・都区協議に基づき「広域監視実施要綱」を定め、都内全域における広域的な監視指導に係る役割分担を定めている。

具体的には、大規模製造業、輸入業、倉庫業などの広域流通食品を取り扱う施設については、八王子市、特別区内であっても都が監視指導を実施するなど、都市・都区一体となった取組を進めており、その都市・都区役割分担の詳細を「事務処理基準」で定めている。

東京都及び特別区の食品監視体制



と畜検査

獣畜(牛、豚、馬、めん羊、山羊)を食用に供する際に、食肉としての安全性を確認するため、と畜場法に基づき都道府県等が実施する検査。獣医師であると畜検査員が、処理されるすべての獣畜について、一頭ごとに検査することが義務付けられており、疾病、異常等があった場合に、廃棄等の措置がとられる。

なお、BSE検査の義務づけも、この制度が根拠となっている。

鳥インフルエンザ

鳥類がA型インフルエンザウイルスに感染して起こる病気。鳥類に感染するA型インフルエンザウイルスは、まとめて鳥インフルエンザウイルスと呼ばれている。

鳥インフルエンザウイルスのうち、家禽(鶏、うずら、あひるなど)を高い確率で死亡させたり、全身症状などの特に強い病原性を示すもの、また、強毒タイプのウイルスと構造が似ているものを「高病原性鳥インフルエンザウイルス」と呼ぶ。

鶏、七面鳥、うずら等が強毒タイプのウイルスに感染すると、全身症状を起こし、大量に死亡することもまれではない。一方、弱毒タイプのウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。

なお、感染した鳥との接触による人への感染が海外で報告されているが、鶏肉など食品を介した感染は報告されていない。

【な行】

農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みとなっている。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果をもとに、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数などの使用に関する基準が定められている。

ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルス。感染してから 24～48 時間で発症し、下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱(38 以下)など、風邪に似た症状を示す。冬場に多く発生する傾向がある。

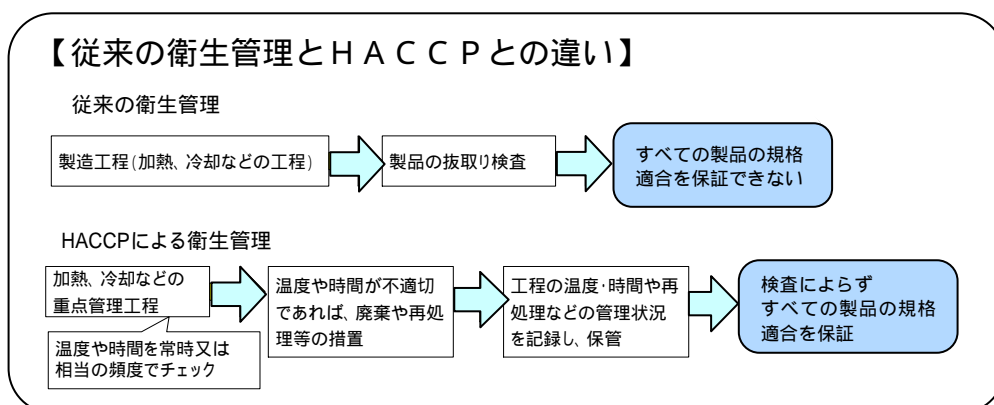
ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、汚染した食品を介しておこる食中毒と人から人への感染に分けられ、次のような感染経路がある。

- ・感染した人が十分に手を洗わず調理した食品を食べた場合
- ・ノロウイルスを内臓に取り込んだカキやシジミなどの二枚貝を、生または不十分な加熱処理で食べた場合
- ・感染した人の便や吐物に触れた手指を介してノロウイルスが口に入った場合
- ・便や吐物が乾燥して、細かな塵と舞い上がり、その塵と一緒にウイルスを体内に取り込んだ場合

【は行】

H A C C P

1960 年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法。勘や経験に頼る部分の多かった従来の衛生管理の方法とは異なり、食品の製造工程ごとに危害を分析し、その危害の発生を防止・排除したり、許容できるレベルまで低減することができる工程を重要管理点として特定し、それを重点的に管理することによって工程全般を通じて製品の安全確保を図る科学的な管理方法である。この管理方法をわが国で法的に位置付けたものが、食品衛生法第 13 条に規定される「総合衛生管理製造過程」の承認制度である。



BSEスクリーニング検査

牛海綿状脳症（BSE）は、異常プリオンが脳に蓄積し、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こす中枢神経系の疾病。

BSEスクリーニング検査は、この異常プリオンを検出する簡易検査。

と畜時の検査で陰性が確認されるまでは、その牛の肉、内臓等はすべてとちく場内で厳重に保管される。スクリーニング検査で陽性になった場合には、国の検査機関で確定検査が行われる。

PCB

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。物理的・化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されてきたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

慢性的に摂取した場合、体内に徐々に蓄積し、爪や口腔粘膜の色素沈着、爪の変形、まぶたや関節の腫れなど様々な症状を引き起こすことが報告されている。

なかでも、コプラナーPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類と総称されるものの一つとされている。

肥料取締法

肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進と国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

肥料について、その種類毎に含有すべき肥料成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量、その他の制限事項（粒度や原料）が必要に応じて規定されている。

普及指導員

農業改良助長法に基づき各都道府県に配置される技術者。国が行う普及指導員資格試験に合格した者が任用され、次のような事務を行う。

試験研究機関、市町村、農業関係団体等と連携し、専門事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を実施する。

巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等を通して、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う。

不正競争防止法

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

食品関係では、食肉加工事業者が鶏や豚などを混ぜて製造したミンチ肉に「牛100%」と表示するなどして代金を詐取したことにより、商品の品質を誤認させるとして摘発された事例がある。

【ま行】

メチル水銀

有機水銀の一種で、水銀がメチル化された化合物。自然界の食物連鎖により、魚介類の体内に微量に蓄積される。

食品とともに摂取した場合、一部は体外へ排泄されるが、一部は脳に移行し、多量の場合には、中枢神経に作用して視野の狭窄、難聴、言語障害、知的障害などの影響を及ぼすことが報告されている。特に、母親の血中のメチル水銀は胎盤を通過して胎児に移行し、さらに胎児はメチル水銀を排泄できないため、妊婦が魚介類を食べる場合にはその種類と量に気を付ける必要がある旨、厚生労働省から注意喚起がなされている。

【や行】

薬事法

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性、安全性の確保のために必要な規制を行い、保健衛生の向上を図ることを目的とした法律。

また、動物用医薬品の販売・使用に関する規制についても規定されている。

医薬品には、その品質、有効性、安全性の確保のために承認・許可制度をはじめとした様々な規制があり、許可等がないままに「医薬品」に該当するものを製造・輸入・販売することが禁止されている。

「健康食品」に、医薬品に該当する成分を配合したり、医薬品と紛らわしい効能などの表示・広告を行うことは、薬事法の違反となる。

有機スズ化合物

スズ原子と炭素原子が結合した化合物の総称。農薬やプラスチック安定剤、有機合成触媒等に使用されている。

特に、トリブチルスズ（TBT）やトリフェニルスズ（TPT）化合物は、船底や魚網などに貝や海藻などが付着するのを防止するための防汚剤として広く使用されていた。巻貝などに対し、内分泌系の働きに影響を及ぼす内分泌かく乱作用を持つことが報告され、海中に溶け出した防汚剤による水質汚染が大きな問題となり、日本では現在使用されていない。

「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」

平成 20 年に発生した輸入冷凍餃子による薬物中毒事件を受け、輸入加工食品の安全確保策の一つとして、厚生労働省が取りまとめた指針（平成 20 年 6 月 5 日付食安発第 0605001 号）輸入事業者自らが行う輸出国段階での管理強化を目的としている。

加工食品の輸入事業者を対象に、輸入食品の原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階での確認事項を示し、文書による確認、現地調査、試験検査の実施等による確認を行うことを求めている。

輸入食品の監視体制

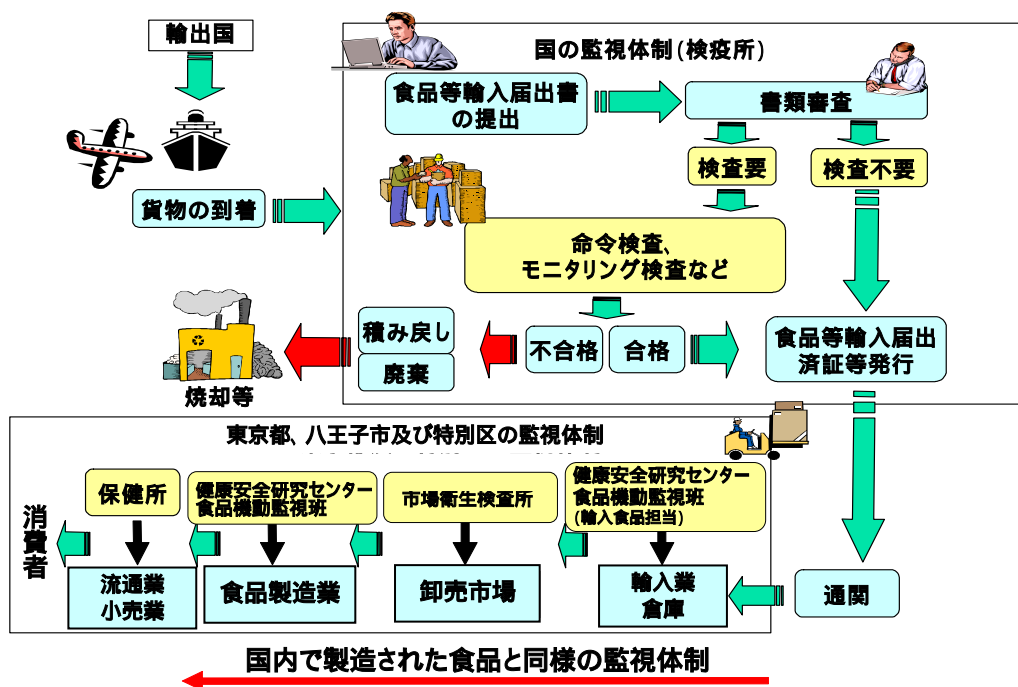
食品を販売等の目的で輸入する場合には、国の検疫所に届出をすることが食品衛生法により義務付けられている。国では、この輸入届を受理し、書類審査や必要に応じて試験検査を実施して輸入の適否を判断している。

検疫所で輸入が認められた食品は、国内に流通することになり、以降は各自治体が国内で製造された食品と同様に監視・検査等を実施している。

都においては、輸入事業者を専門に監視指導する食品機動監視班（輸入食品の専門監視班）を設置し、輸入食品の監視体制を充実している。

輸入食品の専門監視班は、輸入事業者の事務所や輸入食品等を保管している倉庫などに立ち入り、帳票類の管理や食品の保管状況等について確認を行っている。

輸入食品の監視体制



【ら行】

リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を関係者が共有し、相互に意思疎通を図るプロセス。

関係者が正しい情報を共有し、意見を相互に交換することで、リスクに関する知識を深めるとともに、関係者間の信頼が醸成される。

リスクコミュニケーションを充実することで、関係者の相互理解と協力により、リスク管理（リスクに対する安全確保の対策等）を有効に機能させることが可能となる。

4 東京都食品安全条例

平成 16 年 3 月 31 日
東京都条例第 67 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）
- 第 2 章 食品の安全の確保に関する基本的な施策（第 7 条 第 20 条）
- 第 3 章 健康への悪影響の未然の防止（第 21 条 第 25 条）
- 第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会（第 26 条・第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条・第 31 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（以下単に「農林水産物」という。）をいう。

3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。

4 この条例（前項を除く。）において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。

5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。

7 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者及び第 1 号に掲げる事業者により構成される団体であって、都の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

- 一 農林水産物を生産することを営む者
- 二 食品等を製造し、輸入し、又は加工することを営む者
- 三 食品等を販売することを営む者であって、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの

（基本理念）

第3条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

- 2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。
- 3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

（都の責務）

第4条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第2章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

- 2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。
- 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。
- 5 事業者は、第3項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。
- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（都民の役割）

第6条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。

3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 食品の安全の確保に関する基本的な施策

(食品安全推進計画)

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全の確保に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条第1項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(調査研究の推進)

第8条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

第9条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

(食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

第10条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(指導、監視等の体制の整備)

第11条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るため、特別区と連携して、前条第2項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的か

つ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第12条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第13条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第14条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各工程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第15条 都は、前2条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第16条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第17条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第18条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第19条 都は、第7条第3項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第20条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

- 2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

第3章 健康への悪影響の未然の防止

(知事の安全性調査)

第21条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。
- 3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第1項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。
- 5 知事は、第1項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第27条第1項に規定する東京都食品安全情報評価委員会(以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。)の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 6 前項ただし書きの場合においては、知事は、第1項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。
- 7 前2項に定めるもののほか、知事は、第1項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。
- 8 都は、第2項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。
- 9 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第22条 知事は、前条第1項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、知事は、第1項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案につい

て意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(自主回収報告制度)

第 23 条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第 19 条第 2 項の規定に違反するもの（規則で定めるものを除く。）を除く。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。
- 2 特定事業者（第 2 条第 7 項第 3 号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項の規定は、適用しない。
- 一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合
 - 二 都民に販売されていないことが明らかな場合

(回収の報告に係る指導、報告、公表等)

第 24 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

- 2 前条第 1 項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前条第 1 項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。
- 4 知事は、前条第 1 項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が都の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導を行うことができる。

(緊急時の対応)

第 25 条 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

(東京都食品安全審議会)

第 26 条 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 食品安全推進計画に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 25 名以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 9 第 4 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(東京都食品安全情報評価委員会)

- 第 27 条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）を置く。
- 2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
 - 一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。
 - 二 第 21 条第 1 項に規定する調査及び第 22 条第 1 項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。
 - 三 前 2 号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。
 - 3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 20 名以内の委員で組織する。
 - 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。
 - 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
 - 7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
 - 8 第 3 項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(環境への配慮)

- 第 28 条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(委任)

- 第 29 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 第21条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第21条、第22条、第30条及び第31条の規定は、同年5月1日から、第23条及び第24条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例(昭和28年東京都条例第44号)は、廃止する。